

第 2 次

宗像市コミュニティ基本構想・基本計画

地域の個性を磨き、課題に挑む
～地域課題の解決 特色ある地域づくり～

平成 27 年 3 月

宗 像 市

はじめに



宗像市長 谷 井 博 美

「地域の個性を磨き、課題に挑む」

本市におけるコミュニティ施策が始動したのは、昭和 50 年に旧宗像市での第 1 次コミュニティ会議の設置からです。市町村合併後に策定した「第 1 次宗像市総合計画」では、都市像に“コミュニティのまち宗像”を冠するなど、40 年にわたってコミュニティづくりを重要施策に位置付けて取り組んで参りました。

平成 19 年 3 月に策定した「宗像市コミュニティ基本構想・基本計画」では、“協働・共生・自律”を基本理念とし、“自己決定・自己実現・自己責任による主体的なまちづくりを行うコミュニティ”を目指すべき都市像に位置付けました。相互扶助意識の向上と地域分権による協働のまちづくりは、他自治体には例を見ない先駆的な取り組みとして注目を集めてきたところです。

現在、12 地区すべてのコミュニティで、運営協議会が設立され、幅広い分野で主体的に地域活動が行われており、また、コミュニティ・センターの整備も全地区で行い、基本的な施設整備が完了しております。さらには、地域の人の手づくりで各地区の「まちづくり計画」が策定されております。

その一方で、少子高齢化の進展や市民ニーズの多様化など、社会情勢の急激な変化の中で、多様な地域課題にいかに対応していくかがますます重要となっております。

この度、「第 2 次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画」を策定しました。本基本構想・計画は、今後 10 年間のコミュニティ施策の推進のため、行政が中心になって取り組むべき施策を定めたものです。策定にあたっては、第 1 次基本構想・計画に基づいて取り組んだ結果の検証を行うとともに、第 2 次総合計画等との整合、社会情勢の動向、とりわけ各地域で抱えている課題に向けてどのように対応すべきかを中心に考えて参りました。

これからの時代、コミュニティは成熟した組織として、さらなる運営体制の基盤強化、地域のニーズをとらえ地域の特性をさらに活かした事業の展開、そして、市民活動団体や大学、企業などの多様な担い手と連携、協働しながら、これまで以上に市民力を活かした取り組みが必要であると考えます。

第 1 次基本構想・計画がコミュニティの成長を目指したものであるとするならば、本基本構想・計画は、今までの成果を継承しながら、さらに地域の個性を磨き、課題に挑むことを目指すものです。本基本構想・計画を指針として、宗像市のコミュニティづくりの根幹である「地域分権」の推進に邁進して参ります。

目 次

■基本構想編

1. コミュニティ基本構想・基本計画の概要	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 目的	1
(3) 目標年次	1
(4) 位置づけ	2
2. コミュニティ施策	3
(1) 全国のコミュニティ施策	3
(2) 本市のコミュニティ施策の経緯	5
(3) 本市のコミュニティ施策の状況	6
(4) コミュニティ施策の課題	10
3. コミュニティの将来像	15
(1) 第2次総合計画とコミュニティ施策	15
(2) 将来像と基本理念	15

■基本計画編

基本計画の概要	17
(1) 基本的な考え方	17
(2) 基本計画の体系	18
(3) 基本理念と重点施策	19
1. コミュニティ機能の充実・強化	21
(1) 協議会機能の充実・強化	21
(2) センター機能の充実・強化	23
(3) 協議会組織の環境整備	24
2. コミュニティ活動の担い手の確保	25
(1) 人材発掘と育成	25
(2) 連携等による担い手の確保	26
3. 自主・自律の促進	27
(1) まちづくり交付金の活用	27
(2) 自主財源の確保・自律の促進	28
4. まちづくり計画の推進	29
(1) まちづくり計画の進行支援	29
(2) まちづくり計画の周知・共有	30

5. 地域力を活かしたまちづくり	3 1
(1) 地域特性の確立	3 1
(2) 自治会機能の充実・強化	3 2
(3) 支え合い機能の充実・強化	3 4
(4) 子育て支援機能の充実・強化	3 6
(5) 安全安心のまちづくり	3 8
6. 連携と協働によるコミュニティづくり	4 0
(1) 連携・協働による課題解決	4 0
(2) コーディネート機能の充実	4 1
(3) 市民活動推進プランの推進	4 2
7. 行政における推進体制の充実・強化	4 3
(1) 行政組織の充実・強化	4 3
(2) 行政サービス協働委託の推進	4 5
(3) 情報収集・発信機能の充実・強化	4 6

■資料編

諮問書	4 9
答申書	5 0
第2次コミュニティ基本構想・基本計画検討経過	5 1
第2次コミュニティ基本構想・基本計画策定部会設置要領	5 3
第2次コミュニティ基本構想・基本計画策定部会部会員名簿	5 5
宗像市市民参画等推進審議会委員名簿	5 6
パブリック・コメントの実施結果	5 7

■基本構想編

1. コミュニティ基本構想・基本計画の概要

(1) 策定の趣旨

本市では、平成 9 年に「住民と行政の協働」「住民参加によるまちづくり」を基本理念とした『コミュニティ基本構想（旧基本構想）』を策定し、住民組織の設立、庁内体制の整備、コミュニティ活動拠点の整備などを推進してきました。

平成 19 年には、旧玄海町、旧大島村との合併を踏まえ、「協働のまちづくり」「共生のまちづくり」「自律のまちづくり」を基本理念とした『宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（第 1 次基本構想・計画）』を策定し、コミュニティ運営協議会を中心とした地域分権の推進、地域と行政の協働によるまちづくりの推進を図ってきました。

平成 26 年は、第 1 次基本構想・計画の目標年次を迎えるとともに、取り巻く社会情勢に加え、各地域や行政が持つ課題の変化に対応する必要があることから、目指すべき将来像を示し、その指針とするべく、新たなコミュニティ基本構想・基本計画の策定を行うものです。

(2) 目的

『第 2 次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（本基本構想・計画）』は、コミュニティ活動の推進を図るための行政の基本的な考え方や方向性を示すものです。

『第 2 次宗像市総合計画（第 2 次総合計画）』を基本としており、『宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（市民参画条例）』や『宗像市市民活動推進プラン（市民活動推進プラン）』などの関連計画等との整合性を図りながら施策を進めます。

基本計画においては、特に第 1 次基本構想・計画の実施状況などを検証するとともに、取り巻く社会情勢及び各地域や行政の現状や課題を踏まえ、それに対応した具体的な方策を記しています。

(3) 目標年次

第 2 次総合計画との整合性を図るため、「平成 27 年度（2015 年）」から「平成 36 年度（2024 年）」までの 10 年間とします。社会情勢の変化や地域の実情を踏まえ、必要な時期に見直すものとします。

平成 27 年度 (2015)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 36 年度 (2024)
第 2 次宗像市総合計画（前期基本計画）		第 2 次宗像市総合計画（後期基本計画）	
第 2 次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画			

（４）位置づけ

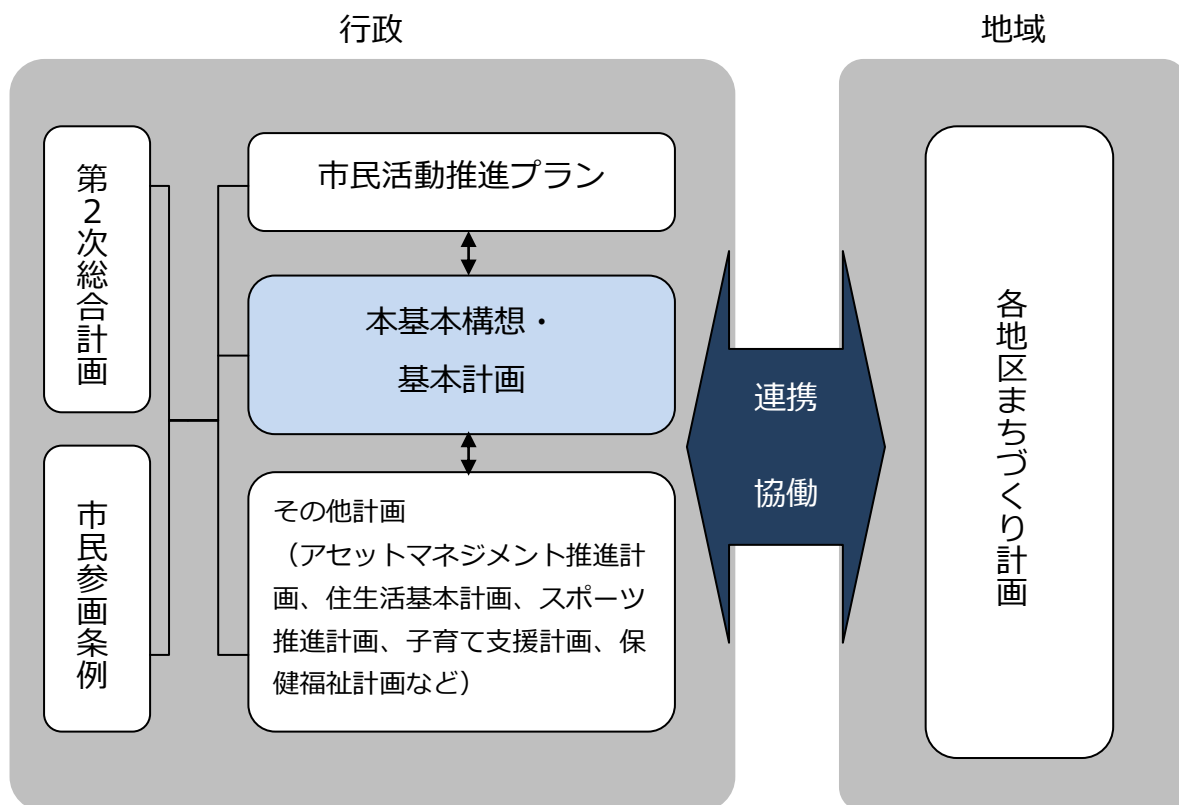
本基本構想・計画は、今後 10 年のまちの将来像やまちづくりの取り組みを体系的に整理した、宗像市の最上位計画である第 2 次総合計画に基づく行政のコミュニティ施策の基本となる構想・計画です。

また、市民一人ひとりが快適で、安全で、温もりのある暮らしのかたちを実現できる環境を整えることを目的とした市民参画条例にも基づいています。

さらに市民活動をより効率的・効果的に推進するため、学びの人材の育成など、まちづくりにつながる考え方を体系的にまとめた市民活動推進プランやその他計画（アセットマネジメント推進計画、住生活基本計画、スポーツ推進計画、子育て支援計画、保健福祉計画など）の関連計画との整合性を図っています。

一方、各地区で策定されている「まちづくり計画」は、地域のコミュニティ施策を進めていく上での車の両輪とも言うべき関係です。まちづくり計画と本基本構想・計画に基づき、地域と行政が互いに連携や協働しながら取り組みを進めていきます。

本基本構想・計画の位置づけ



2. コミュニティ施策

(1) 全国のコミュニティ施策

○コミュニティの定義

平成 19 年に総務省が発足させたコミュニティ研究会では、コミュニティの定義を「(生活地域、特定の目標、特定の趣味など) 何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団」と定義しました。

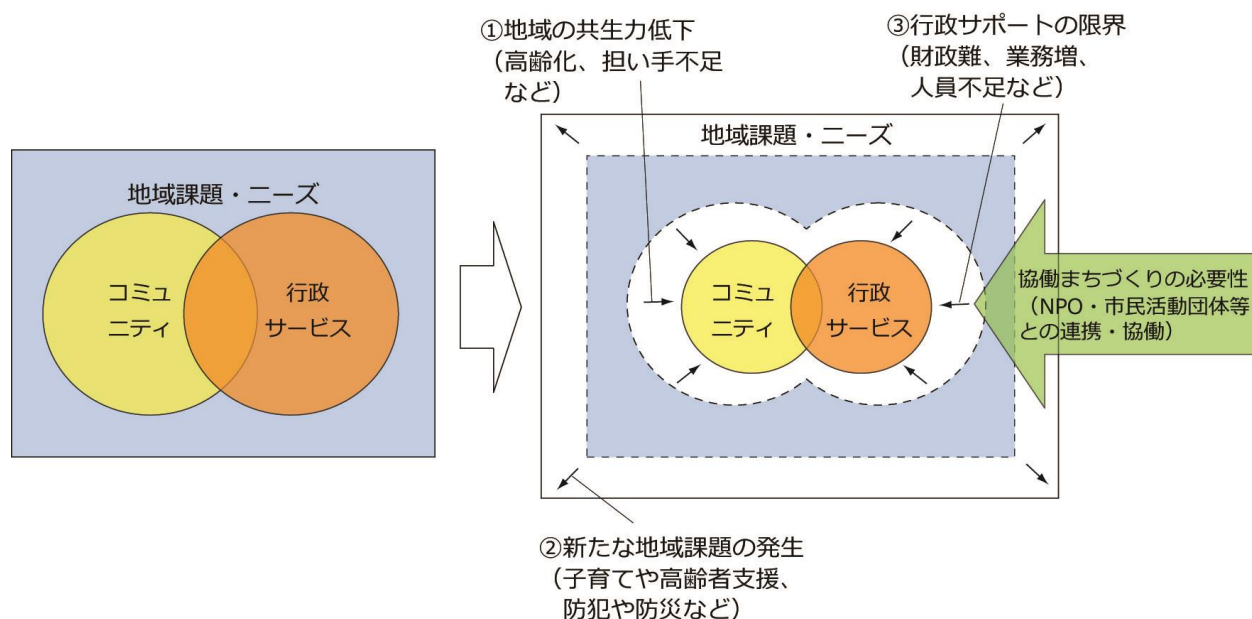
これまでは、一定の地域に居住し、生活の場を共有する地域社会のことをコミュニティとみなしていましたが、総務省の定義では、地域を超えて連携した NPO やボランティアなどの市民活動団体も含む包括的な概念と位置づけられています。

○コミュニティの課題の背景

その背景としては、次のようなことが考えられます。

- ①農村部での過疎化の進展、都市部での家族形態の核家族化や個人化などの影響によって、地域コミュニティの共生力が低下しており、自治機能の強化が必要になってきていること
- ②子育てや高齢者支援、防犯や防災など、多様化する地域課題やニーズへの対応が求められること
- ③厳しい財政状況や地方分権*が進められる中で行政サービスの拡大には限界が生じてきていること

以上のようなことから、コミュニティによる自治を一層重視する必要性が出てきていることが挙げられます。



* 地方分権とは？

地方のことは地方で考えるという、自律的で特徴ある地域社会の形成を目的に国から地方自治体への権限移譲を行う制度のことです。

○協働のまちづくりの推進

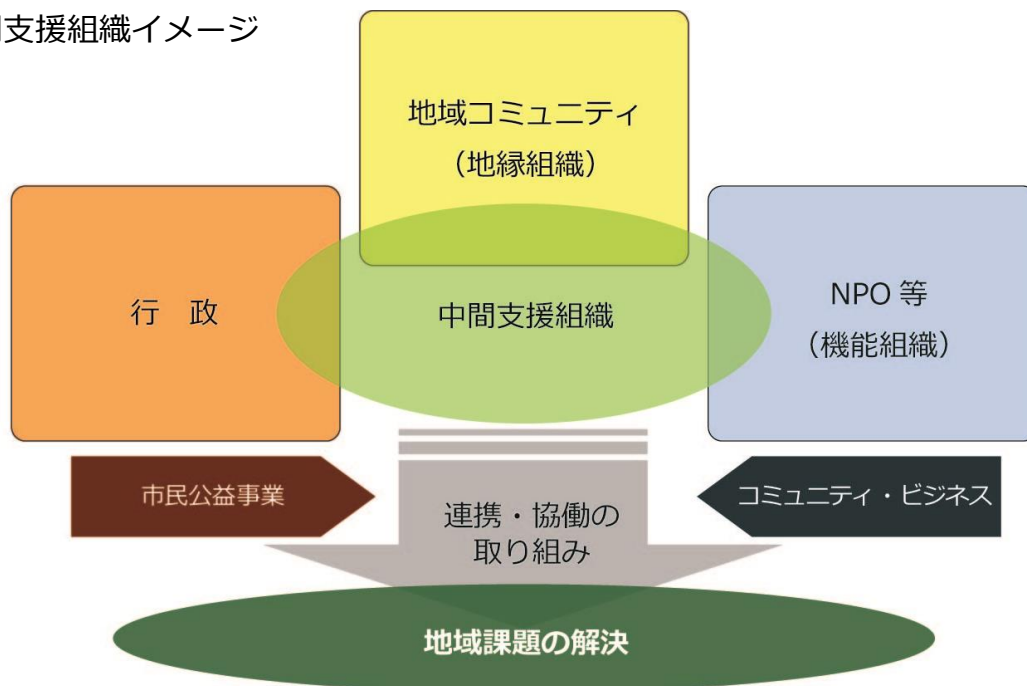
コミュニティに求められる役割や機能が多様化する中で、これまでの地域コミュニティ単独の取り組みだけでは対応することが難しくなっています。そのため、行政や地域住民に限らず、NPO や企業などの多様な主体が参画し、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題に取り組む「協働」のまちづくりが重要となっています。

○多様な担い手の参画、中間支援組織の必要性

しかし、これまで接点の少なかった町内会等の地縁組織と NPO 等の機能組織をどのようにコーディネートするかは大きな課題です。地域社会のニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者と NPO 等の仲立ちをしたり、コーディネートする中間支援組織の重要性がますます高まっています。

こうした多様な担い手による協働や連携の取り組みを通じて、市民公益活動*やコミュニティ・ビジネス*などの取り組みが数多く生まれることで、地域社会の様々な課題が解決されるとともに市民生活の向上が期待されます。

中間支援組織イメージ



*市民公益活動とは？

明確な定義はないものの、市民の自発的な意思に基づき、かつ広く市民生活の向上を目的とした非営利で公益的な活動を指しており、NPO（民間非営利組織）やボランティア団体、自治会、企業など、さまざまな団体や個人が担い手となっている。

*コミュニティ・ビジネスとは？

地域住民が主体となり、地域の資源を活用しながら、地域や社会の様々な課題の解決にビジネス手法で取り組むもので、地域の活性化や雇用の創出にもつながる地域貢献型ビジネスのこと。

(2) 本市のコミュニティ施策の経緯

○コミュニティ施策の始動期

本市では、昭和 50 年に第 1 次コミュニティ会議を設置し調査研究に着手、昭和 52 年に日の里地区が、昭和 56 年に吉武地区が福岡県のコミュニティ地区に指定されたことをきっかけにコミュニティ施策の取り組みがスタートしました。

平成 3 年に策定された旧宗像市の第 3 次総合計画において、初めてコミュニティづくりを明記し、平成 8 年にコミュニティ・ワーキング会議を設置しました。このワーキング会議によって、旧基本構想を策定し、小学校区をベースとしたまちづくりの組織化やコミュニティ・センターの機能と整備計画を位置づけ、現在のコミュニティ施策の基礎を築きました。また、コミュニティ担当部署（企画課コミュニティ係）を設置し、自由ヶ丘、南郷、日の里をモデル地区としてコミュニティ運営協議会を設置するなどの取り組みを進めました。

○平成 18 年の市民参画条例、平成 19 年の基本構想・計画で現在の形へ

平成 18 年の「市民参画条例」の施行により、コミュニティ運営協議会の位置づけを明確化するとともに、平成 19 年の第 1 次基本構想・計画を策定しました。ここでは、『コミュニティ運営協議会（協議会）』を中心とした地域コミュニティへの権限・財源の移譲、地域と行政が対等な立場での協働のまちづくりを推進する「地域分権*」を謳っており、まちづくり交付金の拡充や協働委託の推進等の施策を盛り込みました。

コミュニティ施策の経緯

昭和 50 年	第 1 次コミュニティ会議の設置
昭和 52~56 年	日の里・吉武地区が県コミュニティ地区に指定
平成 3 年	総合計画にコミュニティづくりを明記
平成 8 年	コミュニティ・ワーキング会議を設置
平成 9 年	旧基本構想の策定
平成 10 年	コミュニティ担当部署を設置（企画課コミュニティ係）
平成 12 年	モデル地区にコミュニティ運営協議会を設立
平成 13 年	コミュニティ課設置
平成 17 年	第 1 次総合計画でコミュニティ施策を中心施策として位置づけ。 行政区長制度廃止、まちづくり交付金導入
平成 18 年	市民参画条例の施行
平成 19 年	第 1 次基本構想・計画を施行

* 地域分権とは？

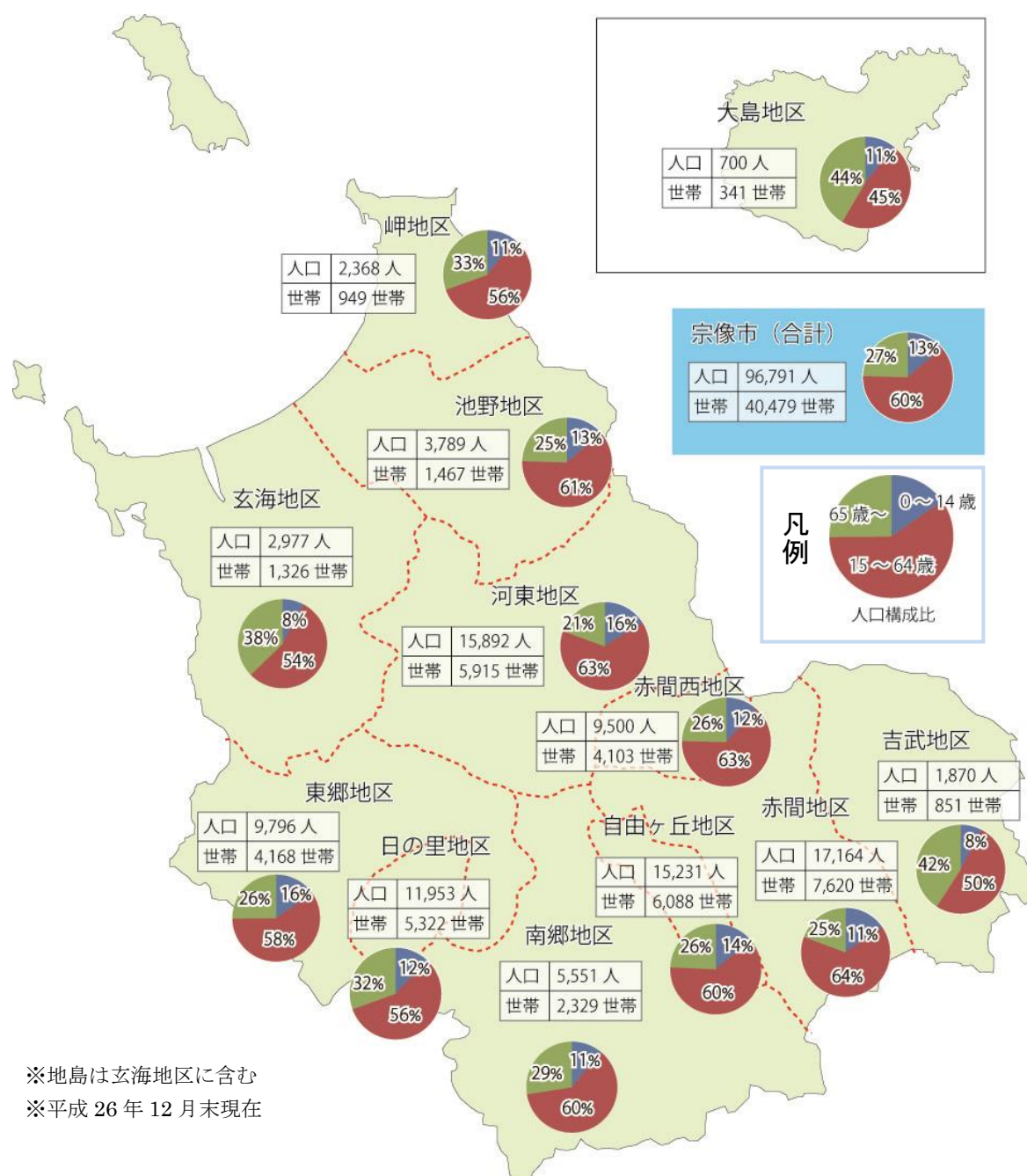
国から地方自治体への権限移譲の考え方を地域まで貫き、地方自治体から地域コミュニティへ権限・財源を移譲することで、住民一人ひとりが考え、決定し、責任を持ち、まちづくりに主体的に関わる事を推進する制度のこと。

(3) 本市のコミュニティ施策の状況

○コミュニティ地区の範囲と人口状況

本市では、コミュニティの定義を「原則として宗像市立小学校の通学区域において市民等が共同体意識を持って、主体的に形成された地域社会」と位置づけています。現在、本市には下図に示すように 12 のコミュニティ地区があり、それぞれの地区でコミュニティ運営協議会を中心に活動が行われています。

それぞれの地区の人口や世帯の状況を見ると、吉武・玄海地区は地区面積が広いのに対し人口が少なく、高齢化が進んでいます。一方、日の里・自由ヶ丘地区では、面積が狭いのに対し人口が多く分布するなど、地区ごとの状況が大きく異なっています。



○コミュニティ運営協議会の役割

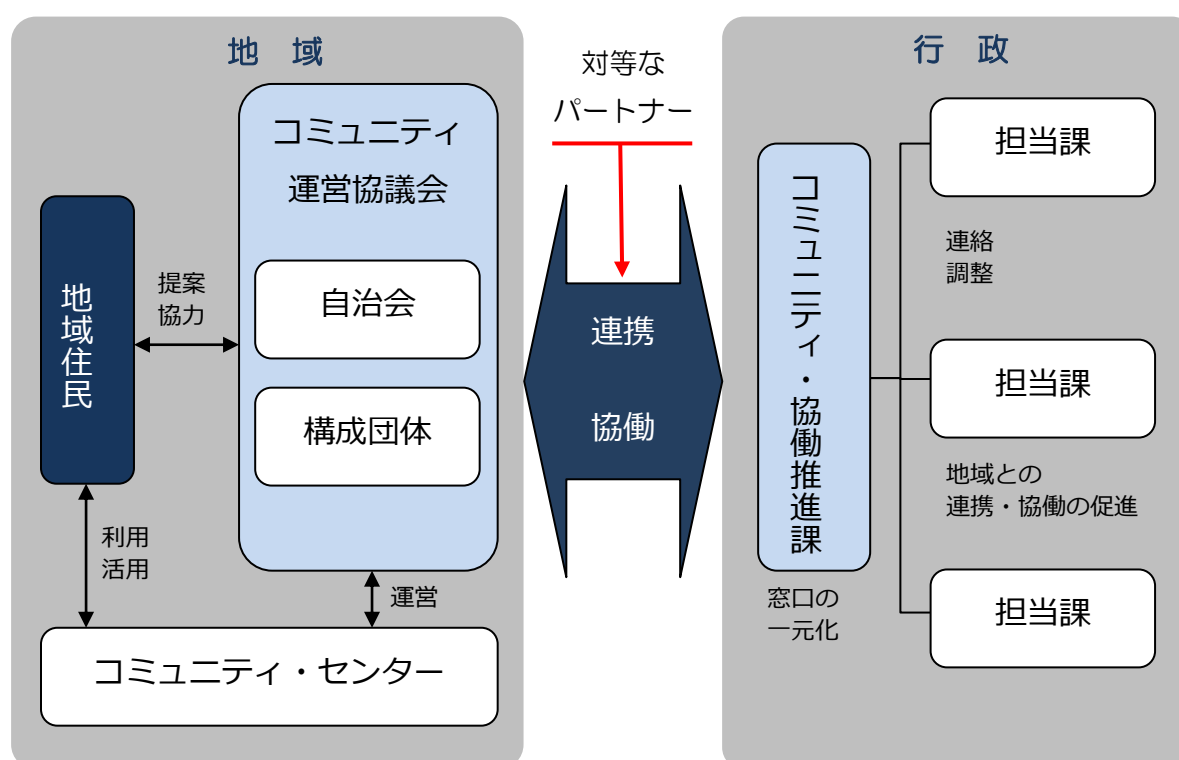
協議会の役割は、自主的なコミュニティ活動を推進するとともに、市と行政サービスの協働を行い、その地区における課題の解決に主体的に取り組むことにより、地域住民*の交流の促進、福祉及び生活環境の向上、安全な生活の確保を図ることです。それによって、希薄になりつつある「相互扶助」意識を向上し、地域と行政が対等な立場でまちづくりを行う「地域分権」を進めてきました。そのため、まちづくり交付金などによる財源や協働委託等による行政の権限を移譲しています。

○地域の活動拠点となるコミュニティ・センター

各地区には、地域住民の交流の場、生涯学習の拠点、行政サービスの拠点として、コミュニティ・センターを設置しており、コミュニティ活動の活性化と充実を図っています。コミュニティ・センターの整備を全地区で行い、平成 26 年度に基本的な施設整備が完了しております。

また、コミュニティ意識の醸成や活動の促進する観点と、地域住民が自ら活用する施設であることから、協議会が指定管理者となり、施設の運営を担っています。

コミュニティ運営協議会の位置づけ



* 地域住民とは？

コミュニティ区域において市民等である者をいいます。「市民等」とは、①市内に住所を有する者、②市内の事業所又は事業所に勤務する者、③市内の学校に在学する者、④市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、⑤当該事案について利害関係を有する者、と宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（市民参画条例）で定義づけられています。

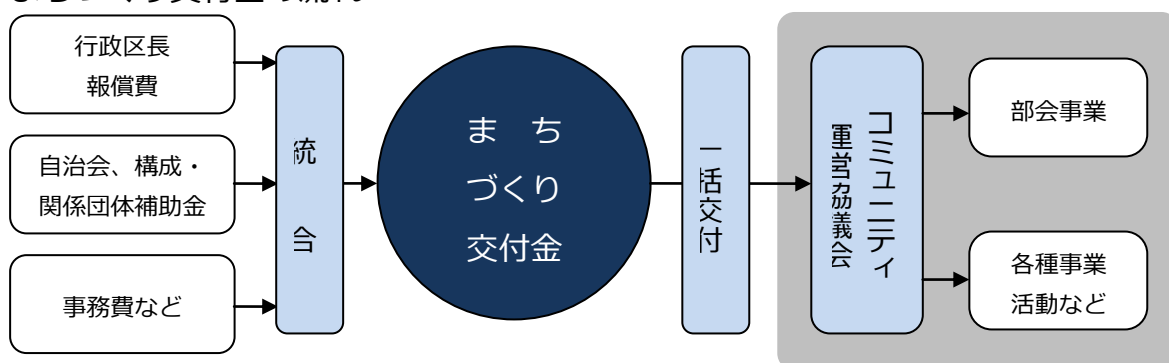
○住民主体のコミュニティ活動

地域にはそれぞれの特性や個別の課題があります。地域住民の知恵やアイデアにより、子育てや高齢者支援、健康や福祉、環境美化、防災防犯及び生涯学習など、地域の状況に応じた事業や活動が、住民主体で行われています。

その主な原資となるのが「まちづくり交付金」です。この交付金は、自治会や各種団体に交付していた補助金などを統合したもので、各地区の状況に応じて、コミュニティ運営協議会に配分しています。まちづくり交付金は県内の他都市と較べても、宗像市は非常に充実しています。

しかし、多様化する地域の課題やニーズに対応した施策を実施するには、人材や財源の確保について、さらなる工夫や取り組みが必要となります。

まちづくり交付金の流れ



校区コミュニティ補助金・交付金
(1カ所平均)



○まちづくり計画に基づく事業の推進

各地区のコミュニティ運営協議会では、自分たちの生活圏である身近な地域の課題を解決し、地域住民によるきめ細やかなまちづくりの推進と地域の活性化を図るために、地域住民が主体となって各地域で「まちづくり計画」を策定、状況に応じて見直しも行われています。

その各地区のまちづくり計画を基に、地域住民が主体となり、住民の交流の促進、福祉及び生活環境の向上、安全な生活の確保など、地域の諸問題の解決を目指す活動が取り組まれています。

各地区まちづくり計画の策定状況

地区名	策定年度	地区名	策定年度
吉武	平成 18 年度	東郷	平成 19 年度 (平成 24 年度見直し)
赤間	平成 19 年度 (平成 26 年度見直し)	日の里	平成 16 年度 (平成 26 年度見直し)
赤間西	平成 18 年度	玄海	平成 26 年度
自由ヶ丘	平成 16 年度 (平成 25 年度見直し)	池野	平成 20 年度
河東	平成 26 年度	岬	平成 20 年度 (平成 23 年度見直し)
南郷	平成 16 年度 (平成 23 年度見直し)	大島	平成 21 年度

策定や見直し作業の完了年度

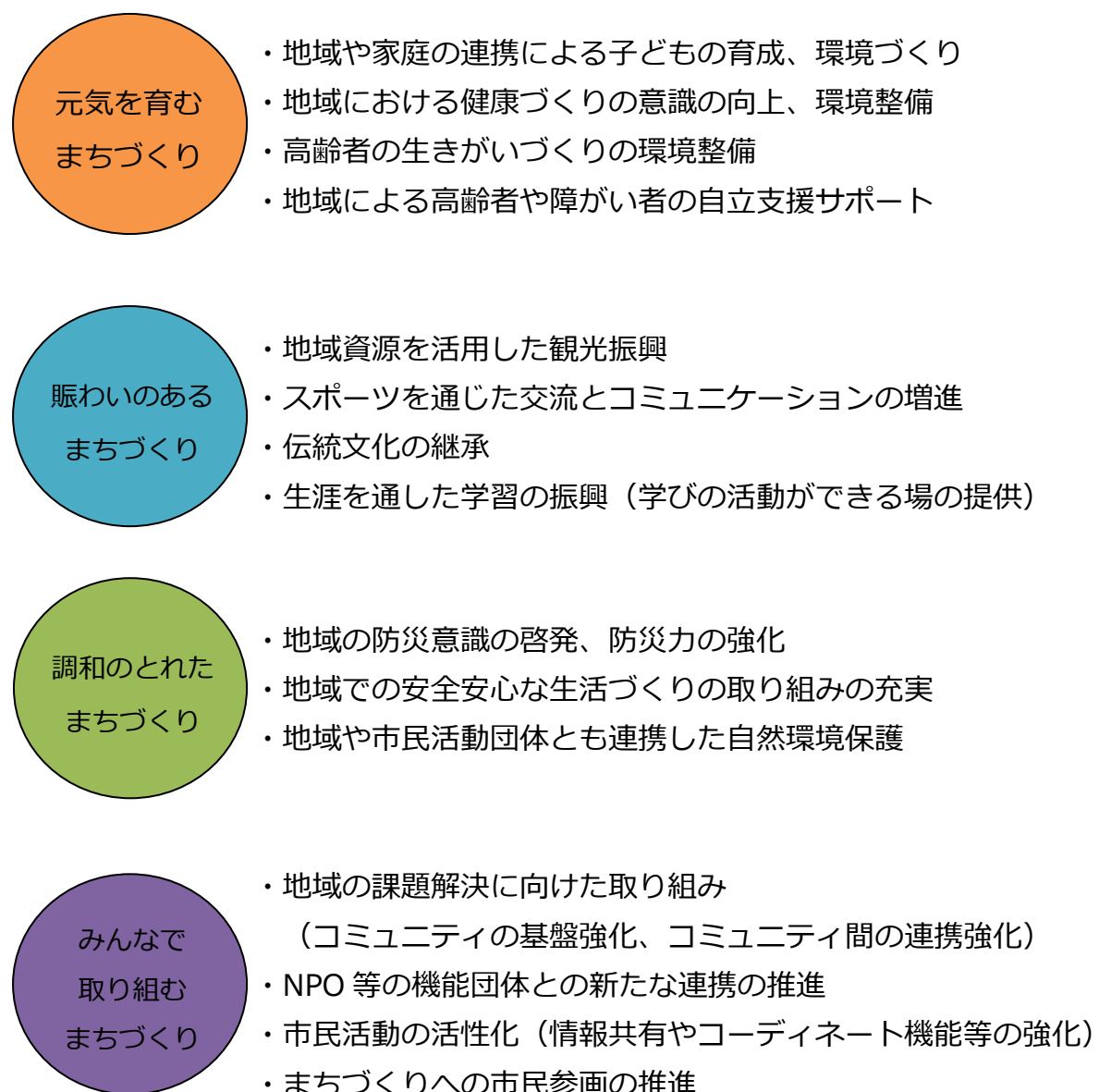
（４）コミュニティ施策の課題

宗像市のコミュニティ施策については、本基本構想・計画の策定作業に加え、第２次総合計画やコミュニティ施策検証審議会の答申などが行われています。ここでは、各検証内容等を踏まえ、コミュニティ施策の課題を整理しました。

○第２次宗像市総合計画のまちづくりの柱におけるコミュニティ施策の課題

第２次総合計画の前期基本計画の策定時において、地域との関わりについて以下のような課題が挙げられています。

コミュニティ施策の課題



○宗像市合併検証

宗像市では、平成 15 年に玄海町、さらに平成 17 年には大島村との合併が行われています。玄海町との合併から 10 年が経過した平成 25 年度に、合併後のまちづくりがどのように進んでいるか検証が行われました。

その中で、コミュニティ施策の検証においては、市民アンケートの結果から、「コミュニティ役員の負担が増えている」「市からコミュニティへ仕事を押し付けている」といった意見が挙げられおり、コミュニティ活動を担う人材不足が指摘されています。

コミュニティ活動を担う人材の育成はもとより、地域の豊富な人材の掘り起こしを行うことにも取り組む必要性が提案されています。

○宗像市コミュニティ施策検証審議会による答申

宗像市コミュニティ施策検証審議会（以下、検証審議会）が平成 22 年からコミュニティ施策についての調査・審議を行いました。その中で、「行政に求めること」と「コミュニティに求めること」という二つの視点での提言がなされています。

提言の項目内容

総論	1. 人材の育成・確保と事務局体制の強化 2. 連携と協働によるコミュニティ活動の推進 3. 行政職員の意識改革
各論	1. まちづくり交付金の拡充、見直し 2. まちづくり計画策定、見直し、推進 3. 人材育成・人材確保 4. コミュニティの地域特性と数量的格差 5. コミュニティ・センターの整備、管理・運営 6. 自主運営・自主財源・自主活動の強化

○第1次基本構想・基本計画の検証

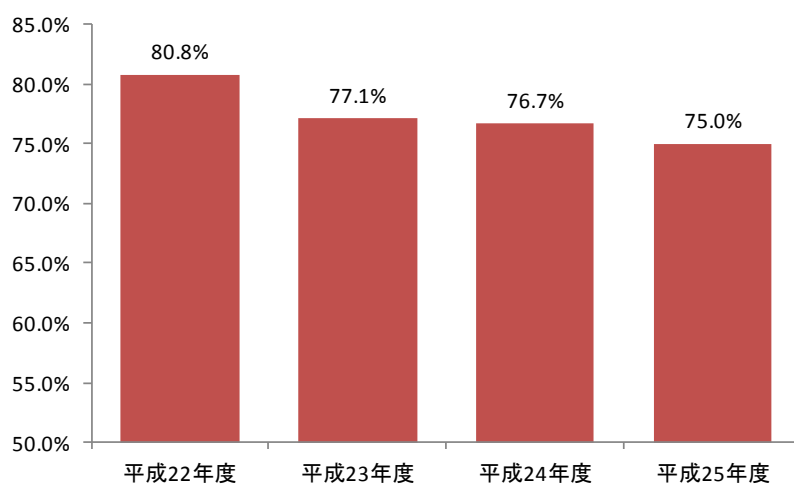
第2次宗像市コミュニティ基本計画策定部会においても、以下のように第1次基本構想・計画の検証が行われ、今後求められる方策が導き出されました。

今後求められる課題		
今後の検討課題		今後求められる方策
地区間で補完できる連携、協力及び協働体制 市民活動団体への委託 協働事業の推進 コーディネート機能・中間支援組織の確立 連携・協働先の検討 市民活動推進プランの推進	→	連携・協働による課題解決 コーディネート機能の充実 市民活動推進プランの推進
交付金の在り方、算定方法 企画事業に対する交付金制度の創設 地域課題の抽出と解決策 地域創造ビジネスの展開 自主財源の確保 委託事業の継続 住民ニーズの把握	→	まちづくり交付金の活用 地域課題の抽出・対策 自主財源の確保・自律の促進
まちづくり計画の見直し 事業計画との連動 地区住民への周知 進行管理	→	まちづくり計画の進行管理 まちづくり計画の周知・共有
人材発掘・登用事業、サポーター制度 活動の場の創出、参加者の拡大 課題解決型活動 地域の自主性の確立 生涯学習の推進 地域情報の収集と発信 地域イベントの実施 伝統文化の継承 世代間交流	→	コミュニティ活動の活性化 人材発掘と育成 地域課題の解決 地域特性の確立
スタッフの育成、研修の実施 規約、規程、要領、労務体制等の平準化 評価制度の在り方・基準の明確化、監事の在り方 地域特性に応じた予算配分 センター保全改修計画 センターの交流機能	→	協議会機能の充実・強化 センター機能の充実・強化 協議会組織の環境整備
高齢化対策 自治会加入促進、自治会支援 自治公民館の支援 地域公共交通 安全安心のまちづくり 自主防災組織	→	自治会機能の充実・強化 安全安心のまちづくり 地域力の向上
市職員の体制強化、研修の実施、行政組織の検討 会議の内容や方法 市業務の整理 行政サービスの提供 行政情報の発信 地域情報の収集と発信	→	行政機能の充実・強化 行政サービス協働委託の推進 情報収集・発信機能の充実・強化

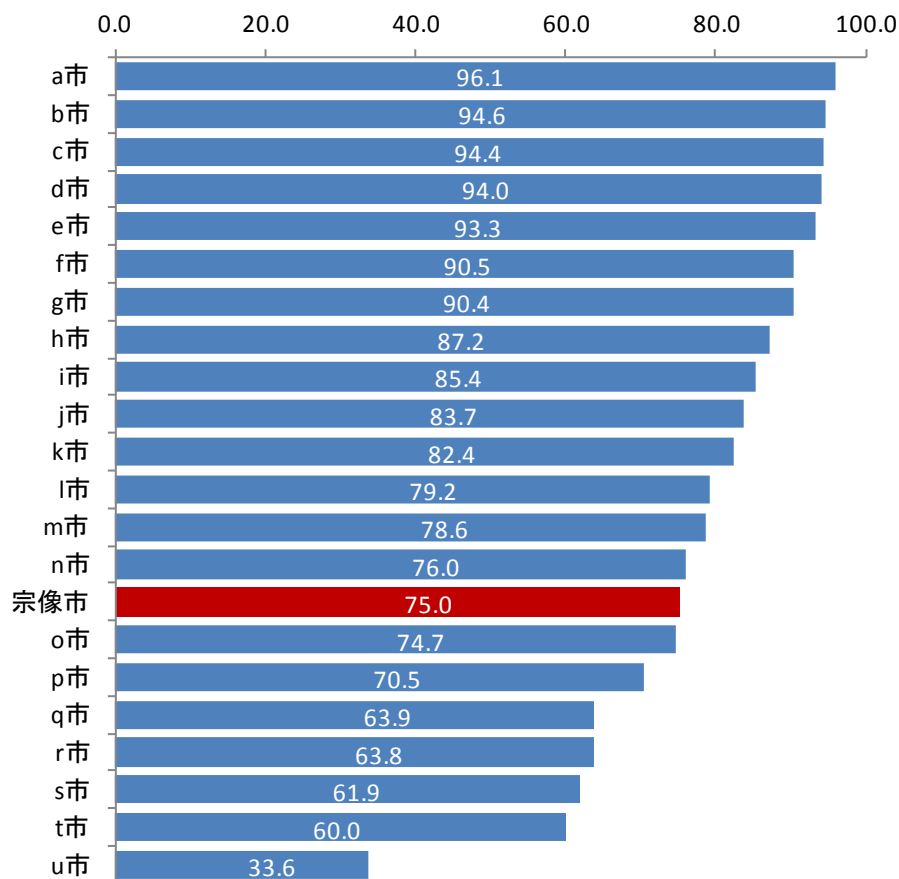
○その他の課題

コミュニティ活動の基本となる自治会加入者の割合は、年々低下を続けています。平成 22 年には 80%を超えていた加入率は、平成 25 年には 75%と約 5 パーセント減少しています。校区コミュニティを実施している県内の都市とくらべても、加入率の低さが目立っています。

自治会加入率の推移



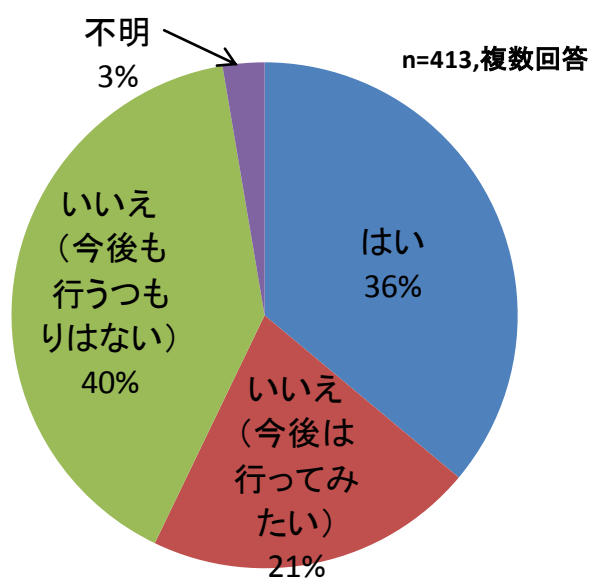
自治会加入率の比較(福岡県内)



平成 25 年度に宗像市民 1,000 人を対象に行われた「市民活動アンケート」では、コミュニティや自治会などの地域活動を行った人の割合が 36%と過半数を下回っています。コミュニティ活動への無関心層の拡大は、人口減少とともにコミュニティの大きな課題となっています。

市民活動アンケート結果

最近1年くらいで、地域活動(コミュニティ、自治会活動)を行いましたか？



資料：市民活動アンケート(平成25年度)

3. コミュニティの将来像

(1) 第2次総合計画とコミュニティ施策

第2次総合計画では、本市ならではの個性があふれ、誇れるまちを築くため、将来像を「ときを紡ぎ 躍動するまち」と定めています。これは、「人・まち・自然が共生するまち」「人がつながり躍動するまち」「歴史文化を継ぎ育むまち」の3つの考え方から構成されています。このうちの「人がつながり躍動するまち」は、人と人とが、対話することで「共感」「協働」することで新たな想像や創造を生み出し、まちを成長、成熟させようとするものです。

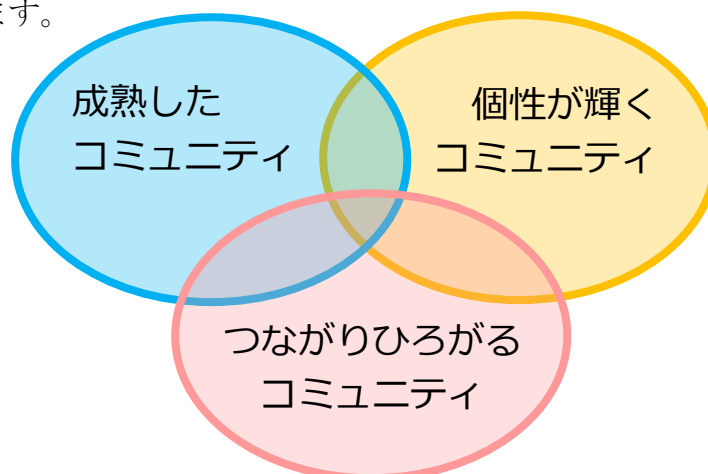
また、第2次総合計画における4つのまちづくりの柱のうち、「みんなで取り組むまちづくり」は、他の3つの柱のいずれにも関わる、共通の柱として位置付けています。そして、「協働」を、「都市ブランド」とともに戦略的取組の1つに位置付けています。



(2) 将来像と基本理念

ここまで述べてきたさまざまな課題に対しまして、今後、コミュニティは成熟した組織として、さらなる運営体制の基盤強化、地域のニーズをとらえ地域の特性をさらに活かした事業の展開、そして、市民活動団体や大学、企業などの多様な担い手との連携、協働による、これまで以上に市民力を活かした取り組みが重要であります。

本構想では、これら3つの視点で基本理念を掲げ、目指すべき将来像を次のとおり決めました。そして、それを実現するための基本計画を策定し、今後の施策に取り組んでいくこととします。



○成熟したコミュニティ ～運営体制の基盤強化～

第1次基本構想・計画に基づき、現在まで協働、共生、自律のまちづくりによりコミュニティの基盤を成長させてきました。一方で、安全安心のまちづくり、子育てや高齢者支援をはじめとした地域課題が一層重要視されている中、コミュニティが果たすべき役割も大きくなってきています。また、高齢化や厳しい財政状況、担い手の確保など、とりまく環境も予断を許さない状態です。

そのため、より効率的で効果的な運営体制の基盤強化を図る必要があります。コミュニティ組織や行政の体制の充実・強化、コミュニティ活動の活発化のために、今まで培ってきたものを活かしながら、新たな施策にも大胆に取り組み、コミュニティの成熟を目指します。

○個性が輝くコミュニティ ～地域特性を活かした事業展開～

各地区にはそれぞれの個性があり、それぞれの課題があります。画一的な方法では、それに十分に 대응することはできません。それぞれの地区が持つ特性を活かし、それに沿った施策を考えることで解決に向けて前進するとともに、その地区の魅力を更に引き出すことに寄与すると考えます。

各地区が持つ資源や特長、そして課題を共有し、その特性を活かした対策と活動による事業展開で課題解決を図り、各地区がそれぞれの輝きを放つまちづくりを進めます。

○つながりひろがるコミュニティ ～多様な担い手による連携～

ニーズは多様化し増大するその一方で、それに対処する人材や財源などの資源には限りがあります。その中で、一コミュニティ、一行政組織だけで対応することは困難な場合があります。

各地区はそれぞれ異なった特性を持っており、相互に協力することでそれが活かされ、解決に結び付くことが期待できます。また、専門的なノウハウやスキルを持つ市民活動団体や大学、企業などの多様な担い手*も、大きな役割を果たし得ます。

様々な主体が持つまちづくりの力を活かし、ともに連携、協力して課題にとりくむ協働のまちづくりを進めます。

*多様な担い手とは？

市民活動推進プランにおいて、市民、コミュニティ運営協議会、市民活動団体、大学・企業を市民活動を行う4つの主体として位置づけています。本基本構想・計画において、これらを「多様な担い手」と記述します。

■ 基本計画編

基本計画の概要

(1) 基本的な考え方

第2次基本構想・基本計画策定にあたって、全国のコミュニティ施策の動向や本市の現状の分析と把握、第1次基本構想・計画に掲げた施策の検証をはじめ、第2次総合計画、合併及び施策検証審議会答申等に関する検証を行い、今後求められる方策を導き出し、それを7つの施策の柱として整理しました。

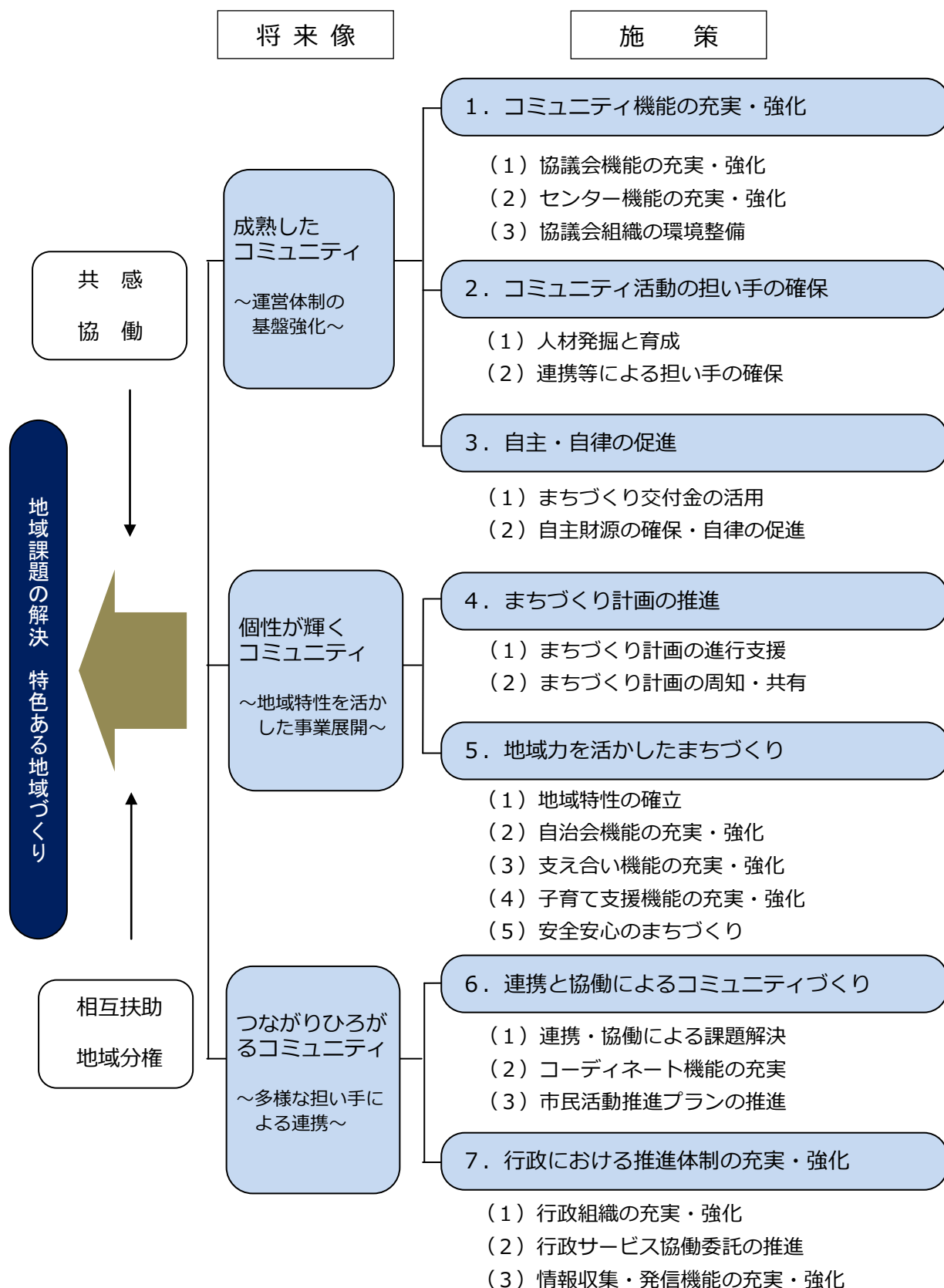
今後求められる方策		施策の柱
協議会機能の充実・強化 コミュニティ・センター機能の充実・強化 協議会組織の環境整備	→	コミュニティ機能の充実・強化
コミュニティ活動の活性化 人材発掘と育成	→	コミュニティ活動の 担い手の確保
まちづくり交付金の活用 自主財源の確保・自律の促進	→	自主・自律の促進
まちづくり計画の進行管理 まちづくり計画の周知・共有	→	まちづくり計画の推進
地域特性の確立 自治会機能の充実・強化 安全安心のまちづくり	→	地域力を活かしたまちづくり
連携・協働による課題解決 コーディネート機能の充実 市民活動推進プランの推進	→	連携と協働による コミュニティづくり
行政機能の充実・強化 行政サービス協働委託の推進 情報収集・発信機能の充実・強化	→	行政における推進体制の 充実・強化

地域課題の抽出・対策 地域力の向上

地域課題の解決 特色ある地域づくり

(2) 基本計画の体系

基本計画では、基本構想において掲げた将来像を目指すため、基本理念に沿って施策の柱を体系づけ、行政が中心になって取り組むべき施策を定めました。



（３）基本理念と重点施策

それぞれの施策は、いずれも重要な取り組みですが、確実にかつ効率的に目指すべき将来像に近づける必要があります。

そこで、基本理念に基づいて優先的に取り扱うべき施策を重点施策として位置づけ、取り組んでいきます。

○運営体制の基盤強化【成熟したコミュニティ】

宗像市がコミュニティ施策に取り組みはじめて 40 年近くが経過し、様々な取り組みが行われました。その間、合併に伴うコミュニティ組織の再編をはじめとする環境の変化、当初想定していなかった運営面での問題の発生などが起こっています。

そこで、コミュニティの運営組織の体制強化、活動を支える担い手の確保、必要な財源の確保ための設計制度やシステム等について、関係機関等と十分協議、連携して再構築を行い、更なる地域分権を進めます。また、新たな取り組みとして、地域創造ビジネス*の展開が期待されています。

施策の柱	重点施策
コミュニティ機能の充実・強化	協議会組織の環境整備
コミュニティ活動の担い手の確保	人材発掘と育成
自主・自律の促進	自主財源の確保・自律の促進

成熟したコミュニティ

○地域特性を活かした事業展開【個性が輝くコミュニティ】

地域の共生力の低下、新たに取り組むべき課題の現出をはじめとする社会状況の変化に伴って、行政、地域ともに地域課題のすべてに対応できない状況が生じています。またそれぞれの地域特性に基づく課題もあります。

各地域が抱えている問題や掲げる将来像を見つめ直し、その実情に則した対応を考えるため、優先的課題を検討します。そして、地域資源を活用し、相互扶助と協働により解決を図ります。

施策の柱	重点施策
まちづくり計画の推進	まちづくり計画の周知・共有
地域力を活かしたまちづくり	地域特性の確立
	自治会機能の充実・強化

個性が輝くコミュニティ

○多様な担い手による連携【つながりひろがるコミュニティ】

コミュニティの成熟に伴い、各地区で独自の取り組みが生まれ、定着している一方で、多様化、高度化する課題に対して、単独の組織だけで対応することは、困難な場合もあります。

今後、地域資源を活かし、各地区コミュニティの個性を発揮した取り組みを進めるためにも、専門知識や技能を有する多様な担い手による連携や協働により、効果的、効率的なコミュニティ活動につなげます。また、行政の体制についても、なお一層の充実と強化を図ります。

施策の柱	重点施策
連携と協働によるコミュニティづくり	連携と協働による課題解決
行政における推進体制の充実・強化	行政組織の充実・強化



つながりひろがるコミュニティ

* 地域創造ビジネスとは？

前述の「コミュニティ・ビジネス」に相当し、財源確保よりも地域資源の活用による課題解決に重きを置くため、本市では「地域創造ビジネス」と呼びます。

1. コミュニティ機能の充実・強化

(1) 協議会機能の充実・強化

○現状と課題

市民参画条例では、協議会の役割を「自主的な活動の推進と行政サービスの協働を行い、諸課題の解決に主体的に取り組むことにより、地域住民の交流の促進、福祉及び生活環境の向上、安全な生活の確保を図る。」と規定しています。

協議会の抱える業務は、センターの管理運営業務をはじめイベントの企画運営及び地域行事のサポート、それに行政からの協働委託業務や依頼された事業と多岐に亘り、かつ年々増加しています。また、住民のニーズや地域課題も多様化、高度化していることから、協議会機能の一層の充実・強化が求められています。

○具体的な方策

<業務の現状とニーズの把握>

地域との協働を進めるうえで、コミュニティ活動の現状把握は必要です。また、協議会においても他地区の状況は参考になり得ます。そのことから、早急にその全容を把握する必要があります。

また、今後求められる取り組みの調査や収集も必要です。

【取組例】 管理運営業務や活動状況、行政からの委託業務や依頼事項の調査
住民ニーズの調査の協働実施

<業務の効率化、適正化の推進>

限られた人員や予算の中で求められる役割を果たすためには、一層の効率化が求められます。

そのために、前項で整理した内容を共有し、効率化、適正化に向けて検討する体制を整備します。

【取組例】 行政の委託業務や依頼業務のスクラップ・アンド・ビルドの検討
協議会事業のスクラップ・アンド・ビルドを協働で検討

<情報、意識の共有>

協議会や部会、自治会のことなど、コミュニティ運営に関わるさまざまな課題について行政内部での共有を図ります。コミュニティの負担軽減についても、地区内部だけの取り組みには限界があり、全市的に取り組む必要があります。

【取組例】 事務局長会議や部会長会議等を通じた情報交換や意識の共有化の環境整備
コミュニティの課題を共有する行政内部の体制整備

＜担い手の育成支援＞

コミュニティ活動の担い手に対し、そのスキルアップに資するよう、様々な支援を行います。

【取組例】部会毎の連絡調整会議

広報、会計及び地域創造ビジネスなどのテーマ別研修
多様な担い手との連携・協働を進めるための機会の創出
情報の収集と発信

（２）センター機能の充実・強化

○現状と課題

市民参画条例では、コミュニティ・センターの役割を「活動の拠点であり、地域住民の交流、情報の収集・発信の場」と規定しています。現在は地区の生涯学習の場、市民活動の場として機能しており、小中学生などの学習の場としても利用されている所もあります。

様々な世代がセンターを利用している一方で、利用者とコミュニティ活動との関わりは希薄なところもあり、学びの成果をまちづくりに活かす、という状況までは至っていないようです。

また、一部では、交通アクセスの不便性や現行施設の不具合などの問題を抱えている地区もあり、今後は全市的に施設の保全を考える必要が生じることは明らかなです。

○具体的な方策

<学びの成果とまちづくりのコーディネート>

今後も地域の生涯学習の場、市民活動の場として利用してもらえるよう、市民活動推進プランとも連動し、学びの場、交流の場としての機能の充実・強化を支援します。

そこで学んだ成果を活かしてまちづくりに取り組む、新たな担い手の創出・育成の方策を検討します。

【取組例】生涯学習ニーズの把握を協働で実施

専門性を持つ多様な担い手や小中学校・高校との交流活動の実施検討

<センターの維持管理と環境整備>

コミュニティ・センターの維持保全については、アセットマネジメント推進計画*に基づいて行います。また、ふれあいバスやコミュニティバス等の更なる利便性の向上のため、地域公共交通会議*等での検討を進めます。

【取組例】検討に際しては、地域の実情が十分に反映されるよう連携

*アセットマネジメント推進計画とは？

国の指針、今後の将来人口や財政見通しなどを考慮して公共施設の最適配置や更新、維持管理について定めた計画のことです。

*地域公共交通会議とは？

地域交通体系施策の調整を担当する附属機関。関係行政機関、旅客自動車運送事業者及びコミュニティ運営協議会の代表者で構成されます。

（３）協議会組織の環境整備

○現状と課題

コミュニティ運営協議会は、コミュニティ・センターの運営のみならず、さまざまなコミュニティ活動の推進母体としても地域の中核的な役割を担っています。

協議会自体は任意団体でありながら、責任の所在、雇用及び会計処理等に関する課題も現出しています。また、各地区の規約や規程等の平準化を求める声もあります。

○具体的な方策

<共通の仕様づくり>

現在は、各地区の規約や規程の制定をはじめ、職員等の雇用条件や契約内容などについても、それぞれの地区で行われています。

当然、地域の実情や特性に応じて行われるべきものですが、法令順守の観点からも全体で共通化が必要なものもあります。

【取組例】各地区の裁量に委ねる項目と統一的な基準が必要なものの整理と統一基準の検討

<運営組織のリスクマネジメント>

協議会活動に際しては、当然リスクが伴います。より安心して活動が行えるよう、各地区で加入している保険に加えて、市民活動総合補償制度*も活用し対応します。また、有益な保険等の情報収集と提供にも努めます。

センターの管理運営に関する基本協定には、リスク分担を定めています。まちづくり活動についても、リスクの把握と対応策、責任と権限の所在の明確化が必要です。

【取組例】活動に関するリスク分担の指標作成

<運営の環境整備>

労務管理や会計処理を的確に行うためには、専門の知識が必要です。また、組織運営に関して新たな課題が生じる可能性もあります。それらを行政や協議会で対応することは困難なこともあり、必要な支援策を検討します。

会計監査や評価制度についても、望ましいあり方を検討します。

【取組例】専門職の導入や支援の検討

会計監査や評価制度についての他地区状況の情報集約

*市民活動総合補償制度とは？

安心して活動できる環境づくりのため、市が設けている補償制度。コミュニティや自治会活動をはじめ、ボランティア活動の際の事故を補償します。

2. コミュニティ活動の担い手の確保

(1) 人材発掘と育成

○現状と課題

コミュニティ活動を支える役員や構成員などの担い手不足が生じています。業務内容や責任に躊躇することに加え、コミュニティ活動に対する認識不足や自治意識の希薄化なども懸念されます。

また、役員等で携わった人も任期終了と共に関わりが薄れる、役員等の任期が短いなど、人材やノウハウの蓄積が進まないという課題もあります。

○具体的な方策

<養成講座の実施と活動の場の創出>

コミュニティ活動や地域づくりとなると荷が重いと感じる人でも、自分の趣味や得意分野でなら、活動したい、役に立ちたいと考えている人も多いと思われます。

そこで、養成講座や活躍の場の創出など、コミュニティ活動に携わる人材の裾野を広げていく方策を検討します。

【取組例】人材養成講座を協働で企画、実施

講座受講者が地域で活躍できる場の創出を協働で検討

<人材登録制の構築>

役員や部会員等コミュニティ活動の経験者をはじめ、様々な活動の場で携わった人々、専門知識や特技を持った方々などの確保の方策を検討します。

また、コミュニティ活動の場を人材発掘の機会と意識し、そこでの出会いを活かします。

【取組例】人材バンクやサポーター制度の構築を協働で検討

コミュニティ活動や事業に携わった経験者の活用方法を協働で検討

取組事例やノウハウの収集、提供

（２）連携等による担い手の確保

○現状と課題

取り巻く社会情勢の変化とともに、地域に求められるニーズも多様化、高度化しており、単独の組織だけで対応することは困難な場合もあります。地域や行政だけでなく、多様なノウハウやスキルを有する機関と連携し、ともに協力して地域課題に臨むことが必要と思われます。

＜多様な主体との連携＞

４ 地区で取り組む東部観光拠点事業や大学のボランティアサポートの活用など、地域間や外部組織との連携はまだまだ一部の地域に限られているのが現状です。

今後は、様々な連携により“地縁”だけでなく“知縁”によるコミュニティづくりも進め、人材やノウハウの蓄積を進めます。

【取組例】 共通課題を抱える地域間の連携や多様な担い手との連携体制の構築
連携についての協議の場の構築とコーディネーター育成の検討

＜利用者ネットワークの活用＞

コミュニティ活動には、青少年や子育て世代の参加も必要です。生涯学習活動でコミュニティ・センターを利用している団体等も、担い手となり得ます。

そこで、コミュニティ・センター利用者の意見や利用団体のノウハウ等活用を検討します。

【取組例】 利用者や利用団体へのコミュニティ活動への参加を協働で検討
気軽に参加できる取り組みを協働で検討

3. 自主・自律の促進

(1) まちづくり交付金の活用

○現状と課題

本市では、各地区のコミュニティ活動を行っていくための財源として、まちづくり交付金をコミュニティ運営協議会に交付しています。交付金は総額で1.5億円を超えており、他都市と比べても非常に充実しています。

しかし、交付金の用途の固定化等のため、柔軟な運営や新規事業の取り組みが難しい、会計処理が複雑などの面で悩んでいる状況です。

また、各地区の交付金額は、人口や面積を基本に、高齢化率等の特殊事情を勘案して算定を行っていますが、取り組みの実情や今後の情勢の変化によっては見直しも必要となります。

○具体的な方策

<まちづくり交付金の基準の再整備>

現在の厳しい財政状況を踏まえると、今後のまちづくり交付金の大幅な増額は見込めません。限られた予算の中で、個性が輝くコミュニティづくりを進めるためには、各地区で柔軟な活動を行える環境づくりを行う必要があります。

【取組例】交付金のマニュアルの再整備

統一して順守する基準と裁量に委ねる範囲の明確化
会計処理の具体例の提示

<まちづくり交付金の算定方法の見直し>

まちづくり交付金はコミュニティ活動を維持継続していくための貴重な原資であることから、厳しい財政状況ではありますが、今後も維持継続を図る必要があります。

ただ、交付金の算定方法については、効果等の検証の視点と合わせて検討します。

【取組例】事業の取組状況や社会情勢を勘案した算定方法の検討

交付金拡充（平成23年度）の効果や課題を協働で検証
各地区の活動に対する効果の検証を協働で実施

<新たな支援制度の検討>

既存の事業のほか、現制度ではカバーし得ないプロジェクトを支援する制度を検討し、地域課題への対応を促進します。

【取組例】他地区や多様な担い手との連携事業、地域課題解決に結び付くテーマ型事業及び協議会組織の基盤整備に資する事業など制度化、事業化の検討

（２）自主財源の確保・自律の促進

○現状と課題

コミュニティ運営協議会では、その資金源を指定管理委託料とまちづくり交付金に依るところが大きく、また、各種の事業収入なども地区間により差異があり、自主財源は十分とは言えません。

コミュニティ組織の自主・自律を促進するためには、各地区の課題を自らの手で解決する取り組みと、そのための自主財源の確保が重要になります。地域創造ビジネスなどは有効な手段と考えられますが、それに取り組むための人材や情報などの支援が必要と思われます。

○具体的な方策

<財源の明確化と確保・拡充の検討>

指定管理委託料については、協議会運営の現状に則した算定になっているか、確認や検証が必要です。また、施設使用料や経費節約の経営努力が反映されることも望めます。厳しい財政状況ではありますが、必要財源を確保するための積算方法や制度設計について、更に検討の余地がないか考えます。

また、財源の拡充のため、協働委託や補助金、交付金の活用を検討します。

【取組例】 実情に則した積算、経営努力が報われる制度設計

協働委託の促進や市の支援制度の活用

国や県及びその他の機関の補助金や交付金情報の収集と活用

<地域創造ビジネスの促進>

地域創造ビジネスについては、地域課題の解決に向けて、既にいくつかの取り組みが始まっています。これらの取り組みを支援するとともに、新たな地域創造ビジネスを構築するためには、地域資源の発掘からビジネスプランの構築まで、様々な努力が必要です。また、事業内容によって必要となる専門知識も異なることから、多岐に渡った支援も必要になります。そのため、情報の収集と提供、多様な担い手との協働による支援やコーディネートが不可欠です。

地域創造ビジネスを促進し、コミュニティ組織の自主自律を図ります。

【取組例】 地域創造ビジネスに関する基本的な研修会の開催

共通テーマによる複数地区合同のワーキンググループの設置

多様な担い手との勉強会や交流会

モデル事業や先行事例の実施支援

4. まちづくり計画の推進

(1) まちづくり計画の進行支援

○現状と課題

各地区においては、コミュニティ活動の指針となるまちづくり計画が策定されています。各地区協議会では、総会での進捗報告、評価委員会等による事業評価を行っている地区もありますが、事業の実施状況の把握や実施に向けた取り組みが進まないケースも見受けられます。

また、まちづくり計画で規定する事業の中には、諸条件で今後も実施が難しいものや、社会情勢の変化等から現状にそぐわなくなっているものもあり、地区によっては実行性の高い計画への見直しなども行われています。

○具体的な方策

<まちづくり計画の指針づくり>

まちづくり計画は各地区のマスタープランであり、計画の内容は各地区に委ねられています。まちづくりの課題や事業の優先順位などは地区ごとに異なっていますが、実施状況や進行状況の確認のための項目の共通化なども必要となっています。

また、まちづくり計画の実効性を担保するために、各地区の各年度の事業計画とまちづくり計画の連動性や実効性を高めるための支援策を検討します。

【取組例】計画に盛り込むべき要素や進行管理に関する指針づくり

目標設定や行動計画（アクションプラン）を協働で作成

実現可能な事業への絞り込みや各年度の事業計画・予算との連動を協働で
検討

<まちづくり計画の見直し支援>

まちづくり計画を進めて行く中で、社会状況の変化等で取り組むべき課題も変わるなど、計画が現状とそぐわない部分が生じることも考えられます。そのため、まちづくり計画の見直しや次期計画の策定等が必要な地区においては、計画策定の進め方や情報提供、住民意見集約などの支援を行います。

【取組例】アンケートやワークショップなどの開催支援

（２）まちづくり計画の周知・共有

○現状と課題

まちづくり計画は、計画の公表や評価など各地区での対応が異なっており、地域住民への周知に苦慮している状況です。また、各地区での事業を計画する際にも、まちづくり計画に連動していないなど、協議会内部での共有化も十分とは言えないようです。

まちづくり計画は「地域が取り組むもの」「行政が取り組むもの」及び「協働で取り組むもの」で構成されますが、関係する行政の部署も十分に周知されていないなどの状況が見受けられます。

○具体的な方策

<協議会内での共有>

役員や部会など運営協議会の内部でのまちづくり計画の内容や進捗状況の共有、事業計画とまちづくり計画との連動が求められます。対応策及び望ましい評価の方策を検討します。

- 【取組例】総会や運営委員会等での報告や確認を協働で推進
- 役員交替時の引き継ぎ方法などを協働で検討
- 各年度の事業計画時の連動を協働で検討

<住民との共有>

まちづくり計画を住民に周知し共有するために、計画の見直しや次期計画の策定時には、地域住民が参加しやすい取り組みを支援します。

また、広報媒体を活用した周知の方策を検討します。

- 【取組例】市民アンケートやワークショップの実施、委員の公募等の支援
- 各地区や市の広報紙、ホームページを活用した取り組み状況の報告を協働で実施

<行政内、地区間での共有>

まちづくり計画において、行政が対応する施策についての協議及び協働体制の構築を図ります。

また、地区間でも情報の共有を図るための検討を行います。

- 【取組例】関連部署との協議及び連携体制の構築
- 第２次総合計画や市民活動推進プランとの連動による進行管理の強化
- 会長会や事務局長会議等での定期的な状況報告

5. 地域力を活かしたまちづくり

(1) 地域特性の確立

○現状と課題

自然環境や人口構成などの社会環境、歴史的背景など、各地区コミュニティを取り巻く環境や情勢は様々です。コミュニティに求められる役割も多様になってきている中で、どのようなビジョンを持って進んで行くのか、どのような地域資源が活用できるのかなど、それぞれの地域特性についても見直しや再確認が必要になっているとも言えます。

○具体的な方策

<地区の強み弱みの共有>

歴史文化資源や自然資源をはじめ、人材やネットワークなどのソフトな資源を含めた地域資源について確認を行い、地域の強みのみならず、弱みも認識し共有することが必要です。

求心力のある地域のシンボルを活かした事業展開、懸念される課題への対策など、多様なアプローチの方法を検討します。

【取組例】ワークショップやフィールドワークなど住民参加による調査研究を協働で検討

専門性を有した関係機関の協力体制の構築を協働で検討

<地域特性を活かす支援策>

地区それぞれの強みを伸ばし、弱みを補完するための施策の展開を支援します。

【取組例】まちづくり計画を中心にした行動計画や処方箋を協働で作成

多様な担い手との連携・協働を進めるコーディネート機能の強化策を協働で検討

（２）自治会機能の充実・強化

○現状と課題

コミュニティの基盤は自治会です。地域住民の交流、環境保全及び防犯防災活動など、大切な役割を担っています。しかし近年、自治会への加入率が減少しており、地域行事や活動の担い手不足なども生じています。自治会組織の運営も困難になるなど、自治会機能の低下が懸念されています。

○具体的な方策

<自治会加入の促進>

自治会や町内会等の活動は、ボランティアな取り組みである一方、自主防災組織に位置づけられるなど重要な役割も担っています。しかし、自治会等の取り組みに対し、住民の認知が低い地区や、高齢化により活動できないため、自治会を脱退するなどの例も見受けられます。

自治会加入促進のために、様々な取り組みの実施と効果的な方策を調査、研究します。

しかし、加入促進には特効薬はありません。自治会の役割や相互扶助の重要性を紹介し、丁寧に説明して理解を求めるなど、地域と行政でお互いに協力して取り組みます。

【取組例】広報等での啓発

転入時の窓口での案内

イベント等を活用した周知を協働で検討

自治会加入を要件とする助成制度

<交流連携の促進>

自治会や集会所単位で行える、気軽に参加できる草の根の交流活動を実施することで、これまでコミュニティ活動に縁遠かった市民の参加を促すことが期待されます。その拠点となり得るのが自治公民館です。自治公民館活動の支援のための方策を検討します。

複数の自治会や異なるコミュニティ地区に属する自治会、及び多様な担い手との協働が進められるよう、支援を行います。

【取組例】自治公民館研修会への参加案内

特色ある活動事例等の情報の集約と発信

公民館活動部会主体の行事を協働で検討

自治公民館建築補助制度*による公民館整備支援

＜自治会活動の支援＞

それぞれの自治会では、その地区独自のさまざまな活動がなされています。地域課題の解決に向けた情報交換や他地区との協力関係の構築などの可能性を探るために、市内の自治会活動の意見交換や交流の場を作り出すとともに、地域課題の抽出、把握に努めます。

自治会長に対しては、研修等必要な支援を行うとともに、日頃から対話を行い、協働のパートナーとしての関係性構築に努めます。

【取組例】自治会長会議等を活用した情報の交換や提供

自治会長オリエンテーション等による研修や情報提供

* 自治公民館建築補助制度とは？

自治公民館を整備充実するため、公民館の新築、増築、改築、増改築及び改造に要する経費の一部を補助する制度です。

（３）支え合い機能の充実・強化

○現状と課題

超高齢化社会の到来、核家族化と近所づきあいの希薄化などの社会環境の変化により、独居老人の増加や老々介護による疲弊、相談相手もなく孤立化などの問題が生じています。ハード整備でのバリアフリーは進んでいますが、事業や活動における障がい者への配慮は、十分とは言えない状況です。

また東日本大震災以降、高齢者や障がい者等の弱者救済には、心のケアを含め、地域での支え合いに注目が集まっています。

地域みんなが、すこやかで生き生きと暮らせるよう、互いに支え合い協力できる体制が必要です。

○具体的な方策

〈地域特性に応じた福祉活動の推進〉

各地域の実情や特性に合わせた福祉活動を継続して展開するためには、地域福祉活動計画*や地区別地域福祉活動計画*との連携が必要です。

【取組例】福社会、健康福祉部会をはじめ、他部会や協議会全体による取り組みを協働して実施支援

行政の関連部署や多様な担い手との連携体制整備

地区別福祉活動計画策定や見直しを協働して支援

〈見守り体制の充実・強化〉

いざという時の助け合いには、日頃からの声掛けや顔合わせなどコミュニケーションが重要です。各行事等への参加しやすい体制づくりを検討します。

地域ぐるみの見守り体制を整え、セーフティーネットの構築や充実を検討します。

【取組例】行事や活動へのお誘い、ソフト面でのバリアフリーへの配慮を協働して検討

民生委員・児童委員、福社会、自主防災会、ボランティアをはじめ、地元事業者も視野に入れたネットワークを協働して構築

徘徊高齢者捜索システム等公的ツールの利用促進

各地区の緊急時情報共有システムの事例や情報の集約と提供

〈高齢者の出場所づくり〉

今も多くの高齢者が様々な場所で活躍しています。自らの生きがいを見出す機会を提供するとともに、長年培ってきた経験、知識及び技能を活かし、担い手、支え手となる仕組みを検討します。

【取組例】 ゲストティーチャーや子どもの居場所づくり等活動の場を協働して創出
人材の掘り起しと集積を協働して実施

* 地域福祉活動計画とは？

社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域での社会福祉活動者及び社会福祉事業者が相互協力して策定した、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画のことです。

* 地区別地域福祉活動計画とは？

地区単位で福祉活動を行う「地区福祉会」の活動目的を明確にし、地域での実情に合わせて取り組みを計画的・効果的・効率的に推進するため、地区ごとに策定された計画のことです。

（４）子育て支援機能の充実・強化

○現状と課題

子どものすこやかな成長のために、地域の子どもは地域で見守る、育てる考えが求められています。遊びや体験、交流も大きな役割を果たします。

一方で、世代間交流や自然を体験する機会の減少、核家族化や近所づきあいの希薄化による保護者の孤立化、子どもの権利侵害の問題など、子どもと子育てを取り巻く環境が変化しています。

第２次総合計画の戦略的取組である「協働」と「都市ブランド」の視点を踏まえながら「子育て世代に選ばれる都市イメージ」の確立を目指し、行政をはじめ学校、家庭、地域が連携、協力して課題に対応していく必要があります。

○具体的な方策

<地域の教育力の向上と子育て支援体制づくり>

宗像市子ども・子育て支援事業計画*では、子どもの居場所づくり、家庭や地域の教育力向上及び地域で取り組む子育て支援体制づくり等の施策を取り上げています。これに基づき、地域の教育力向上や支援体制づくりを推進します。

各地区では、既に子どもを対象とした事業や見守り活動なども活発に行われています。放課後の児童や生徒が、コミュニティ・センターで過ごす姿も見られ、学習や交流など子ども達の拠点としての機能もセンターが担っています。地域の人々との交流や郷土愛の醸成のため、今後もこれらの活動が継承できるよう必要な支援を行います。

【取組例】学校、家庭、地域をはじめ協議会及び多様な担い手との連携・協働の推進
地域資源や人材の活用を協働して検討

<地域との協働による教育活動の充実>

宗像市学校教育基本計画*では、地域の役割として社会性・道徳性育成、愛着育成及び体験等の場の提供を挙げています。これを担うための必要な方策を検討します。

【取組例】学校と地域双方の行事への積極的参加と情報の共有を協働で促進
地域資源を活用した体験や学びの場の提供を協働で検討
地域の大人との交流による規範意識や社会性の育成を協働で促進

＜子どもの権利を守るために＞

子どもに対する虐待、いじめ、不登校などの防止、改善に向けた取り組みを、宗像市子ども基本条例*に基づき進めています。

地域が子どもの権利を守る受け皿となるよう、啓発や関係機関との連携を進めます。

【取組例】 家庭や地域に対する子ども基本条例に関する研修会の開催

* 宗像市子ども・子育て支援事業計画とは？

子ども・子育て支援の事業を進めるために策定。「子ども・子育て支援法」に基づく支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」及び「宗像市子ども基本条例」に基づく行動計画に位置付けられます。

* 宗像市学校教育基本計画とは？

教育振興基本計画及び第2次総合計画を踏まえ、宗像市ならではの特色を活かし、長期的な展望に立った学校教育の方向性を示すための計画のことです。

* 宗像市子ども基本条例とは？

平成24年4月1日施行。子どもの権利として「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「意見を表明する権利」と定めています。

（５）安全安心のまちづくり

○現状と課題

災害対策基本法の自主防災組織*として自治会組織が位置付けられています。一人暮らしの高齢者や帰宅途中の子どもが被害者となる事件も起きています。このことから、地域の防災力、防犯力を高めるために、自治会の役割はますます重要となっています。

しかし、地形条件や空家等の状況などは各地区で異なっており、防災・防犯の意識にも一部地域差が見られることから、地域ニーズに合わせた対応が求められています。

○具体的な方策

＜防災力の強化支援＞

宗像市地域防災計画*では、自主防災組織の育成及び体制の強化として、組織構成等の指導、助言及び地区別防災マニュアル作成支援を行うとしています。また、自主防災組織の役割として、災害知識の涵養、地域住民への災害情報伝達、初期消火、救護や避難誘導の協力及び避難所開設運營業務等を挙げています。

地域で想定される災害や現在の取り組み状況、防災意識などの地域のニーズに合わせて、地域の防災力を強化するための取り組みを支援します。また、指定避難所の機能強化、地域での担い手との情報共有にも努めます。

【取組例】防災に関する講習会の開催

避難路を検討する図上訓練を協働で実施

避難用資器材の配備や充実

避難行動要支援者事業の推進

＜防犯力の強化支援＞

多様な担い手や関係機関等との連携を図りながら、地域の防犯力を高める取り組みを推進します。

【取組例】防犯パトロールや登下校時の見守り活動を協働で支援

集落間防犯灯や防犯カメラの設置

空き家対策の推進

交通安全施設整備

<各種団体との連携による啓発活動>

宗像市防災会議*での情報共有や発信をはじめ各種関係機関と連携協力して、市民の防災・防犯意識の向上などの啓発事業の取り組みを進めます。

【取組例】交通安全教室の開催

消費者教育の開催

* 自主防災組織とは？

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織で、宗像市ではコミュニティ運営協議会と自治会単位で組織されています。

* 宗像市地域防災計画とは？

災害対策基本法に基づき市防災会議が策定。適切な防災活動のために、市の事務・業務を中心に、県、関係機関、公共団体及び市民の処理分担すべき事務、業務及び任務を明確にした計画です。

* 宗像市防災会議とは？

市や県の行政、警察、消防、自主防災組織及び知識経験者により構成された、地域防災計画をはじめ地域に係る防災に関する重要事項を審議する組織です。

6. 連携と協働によるコミュニティづくり

(1) 連携・協働による課題解決

○現状と課題

本市の12地区コミュニティでは、面積が広大にもかかわらず、人口が少なく高齢化が進む地区がある一方、面積は狭くても人口が多い地区などが混在しています。農業や漁業などを中心とした地区がある一方、ベットタウン型の地区も存在します。

コミュニティ活動の担い手不足は各地区共通の課題ですが、人口減少や高齢化が進む農漁村部と、人口は多くても住民同士の交流が希薄な都市部では、課題の背景が異なります。

また、コミュニティは小学校区を基礎単位としているものの、1つの地区内に複数の学校区が存在していたり、2つの地区にまたがる校区などもあります。都市部と農村部の両方が存在する地区もあり、地区が抱える課題は実に多様です。

○具体的な方策

<地域の特性や課題の共有>

コミュニティの抱える課題は地区ごとで異なりますが、それぞれの地区内や協議会内での情報に留まっているものが多く、行政や他のコミュニティ、地域住民との共有は進んでいないのが実情です。また、防犯・防災や子育て・高齢者支援など、今後も新たな地域課題が増え続けることは避けられませんが、すべての課題に対し、一地区のコミュニティだけで対応することが困難な場合もあります。

地域の課題を、まずは行政で全庁的に共有し、更に他地区コミュニティをはじめ、住民、NPO等市民活動団体、大学・企業等と共有、協働して解決する体制づくりが必要です。

【取組例】地域課題の抽出と共有を協働で実施

地区間や多様な担い手によるネットワークを協働で構築

<協力可能なテーマや協力機関などの情報共有>

地区の課題について、協力や連携が可能なテーマや共通課題の抽出を行います。また、テーマに応じてその専門性の活用が期待できる多様な担い手との協議や連携の場の構築も進めます。

【取組例】会長会や事務局長会議、各地区の自治会長等の連絡会議、部会会議などの会合を活用した情報交換や協議

市内の協力機関や人材の情報の集積と相談体制の整備

（２）コーディネート機能の充実

○現状と課題

行政主導の連携・協働事業のほか、各地区のコミュニティにおいても、イベント等を通じて連携や協働の取り組みが行われていますが、多様な担い手とのつながりは、過去の実績や事務局の個人のネットワークに依存するケースが多くみられます。また、各機関や団体が設けている連携のためのシステムなどもありますが、活用は一部の地区に限られており、地区によって取り組み状況はさまざまです。

一方で、連携や協働事業のイメージ不足から、コミュニティ運営協議会の負担が増えるのではないかと見方もあります。

○具体的な方策

<連携と協働の共通イメージの形成>

連携と協働のあり方やその効果については、今後ますます認識の共有が必要と思われます。連携と協働の内容と効果について共有します。

【取組例】 連携や協働事業に関する研修、事例報告、情報の提供

<コーディネーターの活用>

コミュニティ運営協議会では、専門知識や技能が必要な連携と協働のニーズが多くなっています。そうした地域ニーズに対応するためにも、専門知識や技術等を有する多様な担い手とのネットワークを持ち、橋渡し役を担うことのできるコーディネーターや中間支援機能を活用します。

【取組例】 地域創造ビジネスなど自主・自立のための取り組みに関するファシリテーターの導入

組織運営に関する専門家の研修や顧問契約の検討

<中間支援のあり方検討>

連携と協働に関する地域ニーズは多種多様であり、広範なネットワークが必要です。行政、多様な担い手等それぞれのコーディネーター役となる人材をつなぎ、必要な支援を行うための協議の場を設定し、それを通じて中間支援のあり方を検討していきます。

【取組例】 地域内の専門人材の発掘やネットワークの構築を協働で検討

行政職員のコーディネート能力の育成

行政の中間支援体制の構築

（３）市民活動推進プランの推進

○現状と課題

本市では市民の力でまちづくりを進めるための指針として「宗像市市民活動推進プラン」を平成 25 年に策定しており、コミュニティ運営協議会も市民活動の主体の一つとして位置づけていますが、計画や取り組みの内容はコミュニティにあまり認知されていません。また、本計画との関連や役割の整理も必要です。

○具体的な方策

<市民活動推進プランの周知>

コミュニティにおいては、市民活動推進プランがまだまだ十分に認知されていない状況です。プランでは、市民活動の主体として市民、市民活動団体、大学・企業そしてコミュニティ運営協議会の四つが位置づけられています。その主体による連携と協働の取り組みを進めていくことで、1+1 は 2 以上の相乗効果があることの周知、共有を行います。

<行政の役割の明確化>

市民活動推進プランに掲げる施策の中から、コミュニティ活動に関係するものを抽出。本計画と併せて進行管理を行い、関連部局との調整や協議を進めるとともに、四つの主体間の連携や協働を図り、より効果的、効率的な施策の推進につなげます。

【取組例】プランの中からコミュニティに関する施策の抽出

プランの周知や情報の収集と発信、必要な団体や機関との橋渡しなどのコーディネート能力向上や体制の構築検討

7. 行政における推進体制の充実・強化

(1) 行政組織の充実・強化

○現状と課題

第2次総合計画では、戦略的取組の一つに「協働の推進」を掲げ、全ての施策に協働の視点を取り入れています。コミュニティは大切なパートナーであり、地域課題解決や事業展開に向けて、それぞれの特色を活かしながら充実していくための支援を行うこととしています。

しかし、コミュニティ活動の実情や地域課題について、行政内部での把握は決して十分ではありません。協働によるまちづくり、コミュニティ施策の更なる推進のためには、全庁をあげて取り組めるよう、行政組織の充実と強化が求められます。

○具体的な方策

〈体制の充実・強化と職員の意識改革〉

地域の課題は行政の課題です。職員各自が、日頃から地域と意思疎通を図り、連携することが必要です。各地区まちづくり計画をはじめ、地域の課題や情報の把握と共有に努めます。

また、現場体験や研修等を通じ、職員の意識改革を進めます。

【取組例】担当職務を通じた地域との意思疎通や情報共有が図られる体制整備
部会長会議等連絡調整の場への関係部署の参加
担当職務を離れての現場体験や意識改革プロジェクトの実施
市民参画・協働などについての研修

〈職員のコーディネート能力の向上〉

第1次基本構想・基本計画の期間においては、コミュニティ担当課は運営組織の基盤整備に注力してきました。今後は、コーディネート能力の向上がますます必要になってきます。

また、それぞれの部署においても、積極的に地域と対話し、必要な支援や関係機関等との連携を進める体制を構築し、全庁的に協働の推進を図ります。

【取組例】地域課題の抽出と把握能力の向上と体制整備
解決に向けての方策や求められる協働先との連携能力の向上と体制整備

〈着実な推進のための進行管理〉

基本計画の推進にあたっては、各施策の目指すべき方向性や目的、成果指標などを設定した行動計画を策定し、進捗状況を客観的に評価できるようにします。

進行管理にあたっては、関連する計画等と十分に調整、連携し、効果的かつ効率的に行えるような方法で行います。

その結果について、必要な評価を得ながら関連部署の事業にフィードバックします。

【取組例】第2次総合計画、市民活動推進プランとの調整、連携

宗像市市民参画等推進審議会*への報告

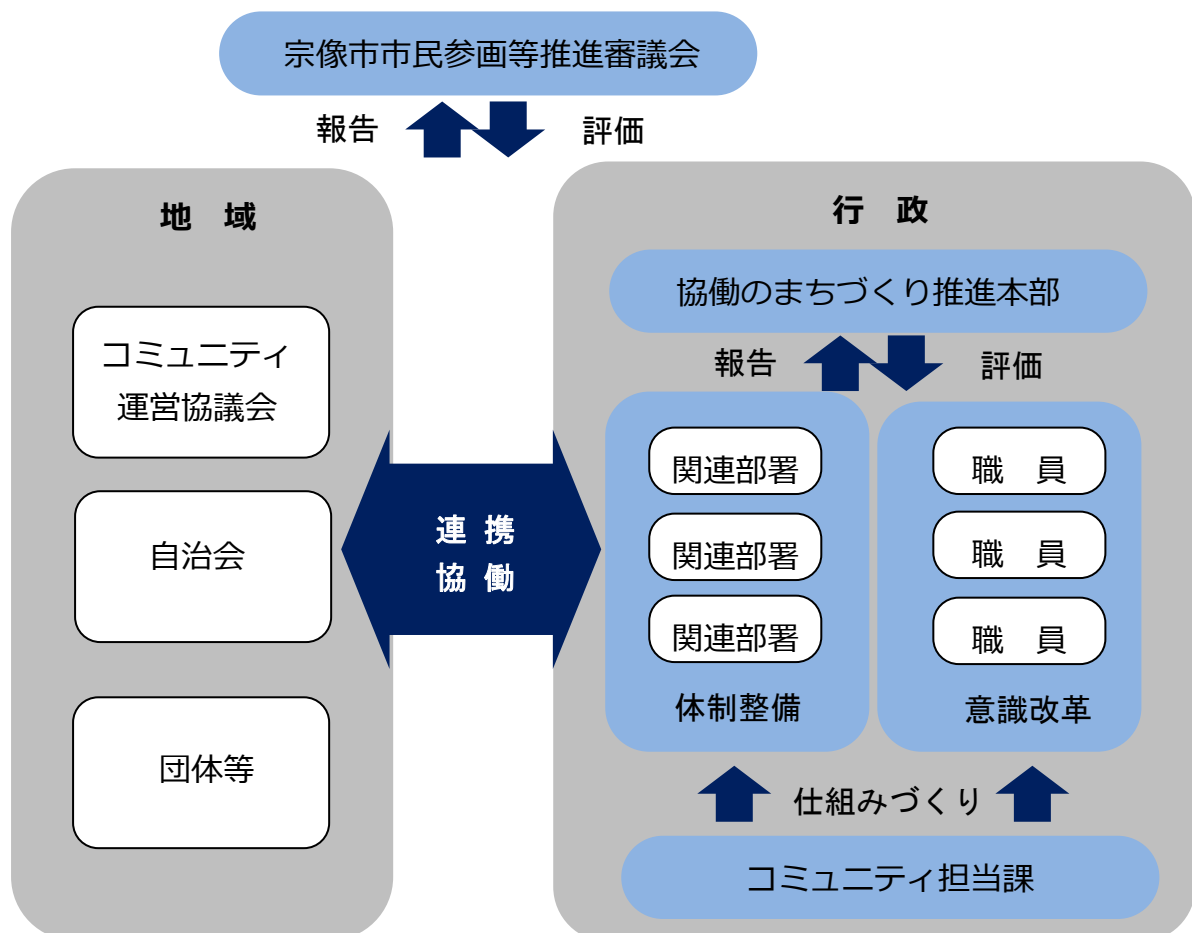
宗像市協働のまちづくり推進本部*への報告

* 宗像市市民参画等推進審議会とは？

市民参画条例に基づき設置。市民参画、協働及びコミュニティ活動を推進し、時代の動きに的確に対応させることを目的に、諮問や求めに対する意見、必要な評価や研究を行います。知識経験を有する者と市民10人で構成されます。

* 宗像市協働のまちづくり推進本部とは？

市が一体となり組織的に協働を進めるため、市長を本部長として設置された庁内の総合調整機関です。



（２）行政サービス協働委託の推進

○現状と課題

行政サービスの協働委託は、地域特性や専門性を活かして、きめ細かいサービスの提供や市民の利便性の向上につながっています。住民票等の発行、体育施設や公園の管理、草刈りなどをはじめ、コミュニティ・センターの管理運営もこれにあたります。今後も継続して実施するため、費用対効果など検証を行うとともに、協働本来の目的が順守されているか、経費削減のみに重点が置かれていないか、委託者と受託者の役割分担は適切か、などの確認が必要です。

また、更に住民ニーズや地域課題へ対応できるよう、制度の見直しや創設の検討も必要です。

○具体的な方策

〈協働委託業務の検証〉

協働委託の現行業務について調査を行うなど、検証を実施します。業務内容や経費の実態把握と、協働の効果の進捗管理が可能となるような方策を検討します。

また、地域のニーズはもとより、新たなサービスを提供できる担い手の掘り起しにも努めます。

【取組例】費用対効果、当初目的との整合性、業務量や役割分担についての調査

〈更なる協働のための制度設計〉

地域課題の解決に向けて、多様な担い手がそれぞれの特性を活かし対応することが考えられます。そのために必要な制度の見直しや創設を検討します。

また、地域創造ビジネスを含むモデルとなり得る事業について、情報の収集など必要な調査研究を行うとともに、活用できる事業や担い手の検討も行います。

【取組例】市民活動団体等による専門性を活かした業務の検討

自治会組織などが生活者の目線できめ細かに行う業務の検討

市民サービス協働化提案事業*や人づくりでまちづくり事業*の活用

*市民サービス協働化提案制度とは？

市が行う事業を、市民活動団体等がノウハウやアイデアを活かして、自らが企画提案して行う事業です。市と委託契約を結びます。

*人づくりでまちづくり事業とは？

人材育成、市のプロジェクト推進及び青少年の健全育成を目的に、市民活動団体や研究機関が行う事業に対して、最長３年間補助する制度です。

（３）情報収集・発信機能の充実・強化

○現状と課題

地域と行政がパートナーとして協働していくためには、双方の情報の共有が欠かせません。より多くの人々に参画いただくためには、効果的で効率的な情報発信が必要です。しかし、行政情報の提供についてルールがなく、受け手側の地域が混乱しているケースも見受けられます。そして地域情報の行政内での共有も不十分と言えます。

また、コミュニケーションスタイルの多様化、個人情報 の適正管理や情報の公開、そして災害時など緊急情報のスムーズな伝達などにも的確に対応する必要があります。

○具体的な方策

<行政情報の効果的・効率的な受発信>

コミュニティ・センターの情報発信拠点としての役割は大きくなっています。一方で、宗像市のみならず他自治体や機関、民間レベルでの情報も集積し、情報の氾濫や現場の混乱も来たしていることから、協議会の裁量を認めつつ、整理できる方策を検討します。

情報の共有機会を確保と効率的に行われるような調整、丁寧な情報共有に努めます。

災害をはじめとする緊急情報が迅速かつ的確に伝達できるよう努めます。

【取組例】情報処理の一定のルール化

会長会や事務局長会議、その他会議における情報の共有機会の確保
業務担当課による地区に出向いての説明
緊急情報伝達体制の整備や機器の充実強化

<地域情報の効果的・効率的な受発信>

各種媒体や機会を活用して地域情報の発信、活動状況を周知する機会を検討します。

行政内部における地域情報の共有化、伝達の体制整備を検討します。

効果的な情報発信力の向上のため、必要な支援を行います。

【取組例】市広報紙やホームページ等を活用した地域情報の発信

市をはじめ関係機関が開催するイベントを活用した活動状況周知
情報処理能力向上のための研修等
地域の活動やトピック、課題が共有できる体制整備を協働で検討
地域災害等の情報受信から対応までの体制を協働で整備

<情報の適正管理>

情報提供や公開については、積極的に行っていきます。一方、個人情報については、適正な保護と管理に努めます。

協議会等に対しても、情報の適正管理について必要な助言や指導を行います。

【取組例】宗像市情報公開条例*や情報セキュリティポリシー*に基づく適正管理

*宗像市情報公開条例とは？

平成 15 年 4 月 1 日施行。市が保有する情報を公開するために定めた条例です。

*情報セキュリティポリシーとは？

市における情報資産（データ）の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたものです。

■ 資 料 編 ■

諮 問 書

26 宗コ協第 639 号
平成 26 年 10 月 21 日

宗像市市民参画等推進審議会

会長 東 博 子 様

宗像市長 谷 井 博 美

第 2 次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画について（諮問）

このことについて、宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（平成 17 年 9 月 16 日条例第 63 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1、第 2 次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画

（諮問についての趣旨説明）

今日、過疎化の進展や核家族化、個人化による自治機能の低下、多様化する地域課題やニーズへの対応及び行政サービスの拡大の限界などから、コミュニティによる自治を一層重視する必要性が出てきています。

その中で、本市では平成 9 年に「コミュニティ基本構想」を策定し、住民組織の設立、庁内体制の整備及び活動拠点の整備を進めました。平成 19 年には、旧玄海町、旧大島村との合併を踏まえ、「宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（第 1 次基本構想・計画）」を策定し、コミュニティ運営協議会を中心とした地域分権の推進、地域と行政の協働によるまちづくりの推進を図ってきました。

平成 26 年は、第 1 次基本構想・計画の目標年次を迎えるとともに、取り巻く社会情勢に加え、各地域や行政が持つ課題の変化に対応する必要があることから、目指すべき将来像を示し、その指針とするべく、「第 2 次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画」を策定するものです。

策定にあたっては、今までの成果の継承と課題の検証に基づき、「共感」と「協働」の視点をもって、コミュニティ施策を更に成長、成熟させる計画づくりに取り組んでいきます。

つきましては、「第 2 次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画」について、貴審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

答 申 書

平成 27 年 2 月 9 日

宗像市長 谷 井 博 美 様

宗像市市民参画等推進審議会

会長 井 上 豊 久

第 2 次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画について（答申）

平成 26 年 10 月 21 日付 26 宗コ協第 639 号で諮問のあった標記の件について、下記のとおり審議しましたので、答申します。

記

本構想・計画は、第 2 次宗像市総合計画に基づく行政のコミュニティ施策の基本となるものとなっています。第 1 次コミュニティ基本構想・基本計画を継承・発展させる形で構成されており、策定部会を中心に市民参画という過程を経て導き出されているという特色があります。今後求められる 7 つの施策の柱は、地域課題を抽出し対策を講じていく中で、地域課題を解決していくと同時に、地域力の向上を図るものとなっています。コミュニティづくりで着実に実績を示してきた本市において、「成熟」「個性」「つながり」といったキーワードは、これまでの先駆的な取組みを更に改革していくことにつながると考えられます。

防災の必要性や地域のつながりの希薄化など現代的な地域課題解決の支援やコミュニティ運営協議会の更なる充実・強化など、新しく取り組むべき内容も出てきております。本審議会といたしましては、市が答申の趣旨を踏まえ、留意され、より一層市民参画と協働に基づいたコミュニティづくりの充実を図られることを要望します。

【付帯意見】

1. 市民活動推進プランの趣旨を鑑み、職員の意識改革を更に推し進めた全庁体制において市民活動団体、学校・大学、企業等も含めた開かれたコミュニティの視点からの参画に留意していただき、コミュニティ施策を推進することを求めます。
2. コミュニティづくりにおける人材育成は重要です。中でも、イノベーションを常に意識し、パートナーシップの視点から協働に不可欠といえるコーディネーターなどの人材育成の更なる充実を特に求めます。
3. 高齢化が進展する中、つながりが必要とされています。防犯・災害時にも配慮し、安全の確保が難しい住民も含めた安心のコミュニティづくりの視点からの再点検・構築を求めます。
4. 地域特性に応じ子どもとコミュニティのつながりを深め、子どもを守り、育むという地域力の向上に努めることを求めます。

第2次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画 検討経過

本基本構想・計画は、12地区のコミュニティ運営協議会事務局長で組織する「第2次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画策定部会（策定部会）」において原案を作成、「宗像市市民参画等推進審議会（参画審議会）」に諮問し、審議しました。

主な検討経過は、以下のとおりです。

日	会議名称等	内 容
平成25年 8月6日	コミュニティ運営協議会 会長会	基本構想・計画の策定概要について
8月21日	コミュニティ運営協議会 事務局長会議	基本構想・計画の策定概要について 策定部会について
9月18日	第1回策定部会	設置要領の承認、部会長・副部会長選出 コミュニティ施策の検証答申について 第1次基本計画の検証について
10月16日	第2回策定部会	第1次基本計画の検証について
12月19日	第3回策定部会	コミュニティ施策についての学習会 第1次基本計画の検証と今後の方向性について
平成26年 1月15日	第4回策定部会	骨子案について
2月4日	コミュニティ運営協議会 会長会	骨子案の報告
2月19日	第5回策定部会	会長会提案の報告 事務局からの依頼事項
2月25日	参画審議会	骨子案の報告
3月18日	第6回策定部会	策定進捗状況について スケジュールについて
3月28日	協働のまちづくり推進本部	策定経過、骨子案、スケジュール報告
4月16日	第7回策定部会	骨子案最終案について 策定業務仕様書について
7月16日	第8回策定部会	骨子案策定の経過報告 策定作業について
8月20日	第9回策定部会	基本計画検討シートについて 今後のスケジュールについて
9月12日	第10回策定部会	コミュニティ施策についての学習会 基本構想案について

9月17日	第11回策定部会	基本構想案について
9月中～ 下旬	ヒアリング	各地区コミュニティ運営協議会 ヒアリング
10月15日	第12回策定部会	基本計画検討シートについて 諮問後のスケジュールについて
10月21日	参画審議会	諮問 基本構想について
11月19日	第13回策定部会	諮問報告 基本計画案について
12月12日	参画審議会	基本構想・基本計画の概況報告
12月17日	第14回策定部会	事務局の事務分掌について
12月25日	第15回策定部会	基本計画案について
平成27年 1月16日	参画審議会	基本計画案について
1月21日	第16回策定部会	基本構想案について 基本計画案について
1月29日	参画審議会	基本構想案について 基本計画案について 答申について
2月4日	経営会議	基本構想・基本計画案について
2月9日	参画審議会	答申
2月13日	庁議	パブリック・コメントの実施について
2月19日 ～ 3月20日	パブリック・コメント	(意見3件)
2月27日	説明会	
3月27日	庁議	パブリック・コメントの実施結果について

第2次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画策定部会設置要領

(設置)

第1条 第2次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画の策定について、必要な事項を調整し、及び協議するため、第2次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画策定部会（以下「策定部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第2次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画の策定に関すること。
- (2) その他第2次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画の策定に関し、必要と認める事業に関すること。

(組織)

第3条 策定部会は、次に掲げる部会員で組織する。

- (1) 吉武地区コミュニティ運営協議会事務局長
- (2) 赤間地区コミュニティ運営協議会事務局長
- (3) 赤間西地区コミュニティ運営協議会事務局長
- (4) 自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会事務局長
- (5) 河東地区コミュニティ運営協議会事務局長
- (6) 南郷地区コミュニティ運営協議会事務局長
- (7) 東郷地区コミュニティ運営協議会事務局長
- (8) 日の里地区コミュニティ運営協議会事務局長
- (9) 玄海地区コミュニティ運営協議会事務局長
- (10) 池野地区コミュニティ運営協議会事務局長
- (11) 岬地区コミュニティ運営協議会事務局長
- (12) 大島地区コミュニティ運営協議会事務局長

(部会長、副部会長)

第4条 策定部会に、部会長及び副部会長1人を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会の会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

(部会)

第5条 策定部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 策定部会は、必要があるときは、部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定部会の庶務は、市民協働・環境部コミュニティ・協働推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、策定部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年9月18日から施行する。

第2次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画策定部会

部会員名簿

氏 名	役 職 名	備 考
高山 國敏	吉武地区コミュニティ運営協議会事務局長	部会長
太田 繁勝	赤間地区コミュニティ運営協議会事務局長	平成25年度まで
下田 豊文	赤間地区コミュニティ運営協議会事務局長	平成26年度から
山下 正見	赤間西地区コミュニティ運営協議会事務局長	
樋口 陽一	自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会事務局長	平成25年度まで
本河 建三	自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会事務局長	平成26年度から
金澤 仁吉	河東地区コミュニティ運営協議会事務局長	平成25年度まで
矢次 憲誓	河東地区コミュニティ運営協議会事務局長	平成26年度から
竹村 功	南郷地区コミュニティ運営協議会事務局長	
山田 久	東郷地区コミュニティ運営協議会事務局長	平成25年度まで
天野 勤	東郷地区コミュニティ運営協議会事務局長	平成26年度から
江頭 憲次	日の里地区コミュニティ運営協議会事務局長	平成25年度まで
伊藤 仁規	日の里地区コミュニティ運営協議会事務局長	平成26年度から
河野 隆和	玄海地区コミュニティ運営協議会事務局長	
花田 則昭	池野地区コミュニティ運営協議会事務局長	副部会長
宗岡 勝彦	岬地区コミュニティ運営協議会事務局長	平成25年度まで
花田 福二	岬地区コミュニティ運営協議会事務局長	平成26年度から
本田 悦子	大島地区コミュニティ運営協議会事務局長	

(設置要綱第3条順、敬称略)

宗像市市民参画等推進審議会

委員名簿

平成 26 年 11 月 4 日まで

(50 音順、敬称略)

氏 名	役 職 等	備 考
井上 豊久	福岡教育大学教授	
志岐 宏美	公募委員	
辻 洋子	市民活動推進プラン策定部会員	
東 博子	宗像市市民参画等推進審議会前副会長	会長
前田 誠	コミュニティ運営協議会会長会会長	
松永 年生	(公財) 宗像ユリックス館長	副会長
南 博	北九州市立大学准教授	
宮崎 弘子	N P 宗像代表	
吉田 晴希	公募委員	

平成 26 年 11 月 5 日から

(50 音順、敬称略)

氏 名	役 職 等	備 考
安部 正俊	福岡県社会教育事務所社会教育室長	
井上 豊久	福岡教育大学教授	会長
志岐 宏美	NPO 法人むなかた子ども劇場	
中里 留美子	公募委員	
東 博子	宗像市市民参画等推進審議会前会長	副会長
前田 誠	コミュニティ運営協議会会長会会長	
松永 年生	(公財) 宗像ユリックス館長	
南 博	北九州市立大学准教授	
山下 恵美子	公募委員	
吉田 晴希	公募委員	

市民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施結果について

「第２次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画」について、市民意見提出手続（パブリック・コメント）を実施しました。その結果は次のとおりでしたので、報告します。

計画・条例案等の名称	第２次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画	
内容	コミュニティ活動の推進を図るための行政の基本的な考え方や方向性を示すもの。	
実施期間	平成２７年２月１９日（木） ～ 平成２７年３月２０日（金）	
意見提出状況	１人	３件
提出された意見の内容及びその回答	コミュニティ施策に関わる推進体制の再構築、まちづくり計画の策定と実行、積極的な情報提供等による担い手の確保と拡充及び住民ニーズの高い事業への取組みなどに関する提案がありました。 これらにつきましては、市としましても重要な課題と捉えており、本基本構想・計画においても取組むべき施策として掲げているところです。 本基本構想・計画は原案どおりとしますが、今後、具体的に各施策を検討し実施するうえでの参考とさせていただきます。	
問合せ先	市民協働・環境部 コミュニティ・協働推進課 政策推進係 〒８１１－３４９２ 宗像市東郷一丁目１番１号 ＴＥＬ：３６－５３９４ ＦＡＸ：３６－０２７０ メール：komyunit@city.munakata.fukuoka.jp	

参考

■資料閲覧場所

市役所担当課窓口、市役所情報コーナー、大島行政センター、メイトム宗像、宗像ユリックス、各コミュニティ・センター

■意見の提出ができる人

市民、市内の事務所・事業所への通勤者、市内の学校への通学者、市内の事務所・事業所を有する個人・法人その他団体、計画・条例等に利害関係のある人